

本日の会議に付した事件

令和５年第４回山元町議会定例会（第４日目）

令和５年１２月１３日（水）午前１０時

- | | | |
|--------|-----------------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 提出議案の説明 | |
| 日程第 3 | 報告第 9 号 | 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解） |
| 日程第 4 | 報告第 10 号 | 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解） |
| 日程第 5 | 議案第 39 号 | 山元町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 6 | 議案第 40 号 | 山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 7 | 議案第 41 号 | 山元町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 8 | 議案第 42 号 | 山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 9 | 議案第 43 号 | 令和５年度（債務）山元町指定文化財「大條家茶室」修復等工事請負契約の締結について |
| 日程第 10 | 議案第 44 号 | 令和５年度山元町一般会計補正予算（第４号） |
| 日程第 11 | 議案第 45 号 | 令和５年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号） |
| 日程第 12 | 議案第 46 号 | 令和５年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第２号） |
| 日程第 13 | 議案第 47 号 | 令和５年度山元町水道事業会計補正予算（第２号） |
| 日程第 14 | 議案第 48 号 | 令和５年度山元町下水道事業会計補正予算（第２号） |
| 日程第 15 | 同意第 6 号 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 16 | 同意第 7 号 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 17 | 同意第 8 号 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 18 | 同意第 9 号 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 19 | 同意第 10 号 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 20 | 同意第 11 号 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 21 | 同意第 12 号 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 22 | 同意第 13 号 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 23 | 議案第 49 号 | 令和５年度山元町一般会計補正予算（第５号） |
| 日程第 24 | 議案第 50 号 | 令和５年度山元町水道事業会計補正予算（第３号） |
| 日程第 25 | 請願第 1 号 | 慰霊碑「大地の塔」敷地内へのトイレ設置に関する請願書（委員長報告） |
| 日程第 26 | 閉会中の継続調査申し出について | |
| 日程第 27 | 議員派遣の件 | |

午前１０時００分 開 議

議 長（菊地康彦君）ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議 長（菊地康彦君）日程第１．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第１２４条の規定により、９番岩佐秀一君、１０番齋藤俊夫君を指名します。

議 長（菊地康彦君）これから議長諸報告を行います。

議長諸報告は、お手元に配付のとおりでございますのでご覧願います。

議長諸報告を終わります。

議 長（菊地康彦君）日程第２．提出議案の説明を求めます。

この際、今定例会に追加で提出された議案２件の説明を求めます。町長橋元伸一君、登壇願います。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。皆さん、おはようございます。

令和５年第４回山元町議会定例会に提出いたしました追加議案の概要についてご説明を申し上げます。

議案第４９号令和５年度山元町一般会計補正予算（第５号）案についてですが、国の第１次補正予算が可決され、本町に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金約４，０００万円が交付されることから、早急に生活者等のさらなる負担軽減を図るため各種支援策を追加計上するものであります。具体には、９月補正予算に引き続き一般家庭及び町内企業に対し水道の基本料金を減免するため水道事業会計への補助金や、県事業の対象外となる高齢者及び障害者福祉施設へ物価高騰に対する支援を行うための経費を計上したほか、子育て支援策の一環として町内小中学校の１２月から年度末までの学校給食費を完全に無償化いたします。

次に、企業会計の予算案について申し上げます。

議案第５０号令和５年度山元町水道事業会計補正予算（第３号）案については、地方創生臨時交付金を活用し９月補正予算に引き続き水道料金の基本料金を２か月間減免するための経費を追加措置するものであります。

以上、提出しております追加議案の概要についてご説明申し上げました。よろしく御審議の上、ご可決を賜われますようお願いを申し上げます。

議 長（菊地康彦君）以上で追加提出議案の説明を終わります。

議 長（菊地康彦君）日程第３．報告第９号を議題とします。

本案について報告を求めます。

子育て定住推進課長（佐藤睦美君）はい、議長。報告第９号専決処分の報告についてご報告申し上げます。

提案理由でございますが、賠償額の決定及び和解について地方自治法の規定に基づき専決処分したので、これを報告するものであります。

２枚目の専決処分書をお開きください。町はつばめの杜保育所内で発生した自動車損傷事故に関し損害賠償の額を定め、和解することについて次のとおり決定したものであります。

1、相手方の住所及び氏名は記載のとおりであります。

2、事故の概要は令和5年7月13日午前8時35分ごろ、山元町つばめの杜保育所園庭内に設置したテントの固定が不十分であったことによりテントが強風で飛ばされ、駐車場に停車していた相手方の自動車に落下し、ボンネット部分が損傷したことにより修繕が必要となる事故が発生したものでございます。

3、損害賠償の額その他和解条項は、(1)町は相手方に対し本件事故の損害賠償として総損害額の100パーセントに相当する金20万8,857円を支払うことを認め、これを相手方の口座に送金して支払う。(2)相手方及び町は本件事故については以上で解決し、ほかに何らの債権債務のないことを確認する。

以上で報告第9号の報告を終わります。

議長（菊地康彦君）報告第9号専決処分の報告についてを終わります。

議長（菊地康彦君）日程第4．報告第10号を議題とします。

本件について報告を求めます。

子育て定住推進課長（佐藤睦美君）はい、議長。報告第10号専決処分の報告についてご報告申し上げます。

提案理由でございますが、賠償額の決定及び和解について地方自治法の規定に基づき専決処分したので、これを報告するものであります。

2枚目の専決処分書をお開きください。町はつばめの杜保育所内で発生した自動車損傷事故に関し、損害賠償の額を定め和解することについて次のとおり決定したものであります。

1、相手方の住所及び氏名は記載のとおりであります。

2、事故の概要は、令和5年7月13日午前8時35分ごろ、山元町つばめの杜保育所園庭内に設置したテントの固定が不十分であったことによりテントが強風で飛ばされ、駐車場に停車していた相手方の自動車に落下し、ボンネット部分が損傷したことにより修繕が必要となる事故が発生したものでございます。

3、損害賠償の額、その他和解条項は(1)町は相手方に対し本件事故の損害賠償として総損害額の100パーセントに相当する金13万9,007円を支払うことを認め、これを相手方の口座に送金して支払う。(2)相手方及び町は本件事故については以上で解決し、ほかに何らの債権債務のないことを確認する。

以上で報告第10号の報告を終わります。

議長（菊地康彦君）報告第10号専決処分の報告についてを終わります。

議長（菊地康彦君）日程第5．議案第39号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは議案第39号山元町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、人事院の国会及び内閣に対する令和5年8月7日付の国家公務員の給与の改定に関する勧告の趣旨を踏まえ、本町職員の給料月額等の改定を行うため提案するものであります。

資料No.1 条例議案の概要及び新旧対照表をご覧ください。

初めに条例議案の概要の１、改正内容ですが、１点目として民間給与との格差３，８６９円を解消するため初任給をはじめ若年層に重点を置いて給料表を平均で１．１パーセント引き上げる改定を行います。各級の改定率は記載のとおりでございます。新旧対照表では６ページ以降のとおり、給料表を改正するものです。

なお、定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額については各級の改定額を踏まえて所要の引上げ改定を行います。新旧対照表では１４ページとなります。

条例議案の概要にお戻りください。２点目として期末勤勉手当の支給月数を現行の４．４月分から４．５月分へ０．１月分引き上げる改定を行います。新旧対照表では５ページ、第１６条及び第１７条の改正となります。

条例議案の概要中段の表を今度はご覧ください。今年度は１２月期で０．１月分引き上げての支給となりますが、令和６年度については６月期・１２月期に記載のと通りの割合で支給となります。令和６年度分の改正は新旧対照表の１５ページとなります。

もう一度条例議案の概要にお戻りください。３の施行期日等については公布の日となりますが、給料表の改定は令和５年４月１日に遡及しての適用となります。（２）の期末勤勉手当については１２月１日に遡及しての適用となり、年間の支給割合の変更は令和６年４月１日の施行となります。

以上で議案第３９号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第３９号山元町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。議案第３９号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第６、議案第４０号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。次に、議案第４０号山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由ですが、人事院勧告に基づく国家公務員の給与の改定に準拠し、本条例で定める特別職の期末手当の改定を行うため提案するものであります。

資料№２ 条例議案の概要及び新旧対照表をご覧ください。

条例議案の概要１の改正内容ですが、現行の年間支給月数３．３月分を３．４月分とし、０．１月分引き上げるものでございます。今年度は１２月期で期末手当０．１月分

引上げますが、令和6年度からは6月期及び12月期に期末手当を0.05月分引き上げるものであります。新旧対照表は2ページ及び3ページとなります。なお、施行期日等については公布の日とし、12月1日から遡及しての適用となります。また、翌年度の期末手当の支給割合の改正は令和6年4月1日施行となります。

以上で議案第40号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。議案第40号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第7、議案第41号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。次に議案第41号山元町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由ですが、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準拠した町の特別職の期末手当支給月数と議会議員の期末手当支給月数の整合性を図るべく、所要の改正を行うため提案するものであります。

資料No.3 条例議案の概要及び新旧対照表をご覧ください。

条例議案の概要1の改正内容ですが、現行の年間支給月数3.3月分を3.4月分とし、0.1月分引き上げるものでございます。今年度は12月期で期末手当0.1月分引上げますが、令和6年度からは6月期及び12月期に期末手当を0.05月分引き上げるものであります。新旧対照表は2ページ及び3ページとなります。なお、施行期日等については公布の日とし、12月1日から遡及しての適用となります。また、翌年度の期末手当の支給割合の改正は令和6年4月1日施行となります。

以上で議案第41号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第４１号山元町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。議案第４１号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第８．議案第４２号を議題とします。

本案について説明を求めます。

税務課長（大和田紀子君）はい、議長。議案第４２号山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律において、産前産後期間における国民健康保険税を減額する措置が令和６年１月１日から施行されることから、所要の改正を行うため改正するものであります。

資料№４ 条例議案の概要及び新旧対照表をご覧ください。

１の改正内容についてご説明申し上げます。出産した被保険者等に係る国民健康保険税の減額措置について規定するもので、世帯に出産する予定の国民健康保険の被保険者または出産した被保険者がある場合において、当該世帯の世帯主に対して賦課する国民健康保険税のうち出産被保険者に係る所得割額及び均等割額を減額するものであります。減額の対象は出産被保険者の出産予定日の前月から出産予定日の属する月の翌々月までの４か月に係る所得割額及び均等割額を減額いたします。双子などの多胎妊娠の場合は出産予定日の３か月前から出産予定月の翌々月までの６か月が減額の対象となります。図解のうちの太枠の部分が減額対象期間となっております。２の施行期日については令和６年１月１日から施行し、令和５年度分の国民健康保険税のうち令和６年１月以降の期間に係るもの及び令和６年度以降の年度分に適用するものとなっております。

議案書３ページの新旧対照表をご覧ください。

第２３条国民健康保険税の減額に第３項を加え、出産被保険者の保険税減額の規定を追加いたします。第１項第１号及び第２号は医療分の所得割額・均等割額について、第３号第４号は後期高齢者支援金分所得割額・均等割額について、４ページの第５号第６号は介護納付金所得割額・均等割額の減額に関する規定です。第２４条の３は届出に関する規定、第２項は添付書類、第３項第４項は届出に関する規定となっております。

以上で議案第４２号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第４２号山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。議案第４２号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第９．議案第４３号を議題とします。

本案について説明を求めます。

生涯学習課長（伊藤孝浩君）はい、議長。議案第４３号令和５年度（債務）山元町指定文化財「大條家茶室」修復等工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

契約の目的は令和５年度（債務）山元町指定文化財「大條家茶室」修復等工事、契約の方法は条件付一般競争入札、契約金額は５，４７８万円（消費税含むもの）となります。契約の相手方は仙台市太白区の株式会社たくみ仙台営業所であります。

提案理由でございますが、山元町指定文化財「大條家茶室」修復等工事請負契約の締結に当たり、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものであります。

資料№５、議案の概要をご覧ください。提案理由表に記載の１から４までは先ほどご説明申し上げたとおりであります。５工事場所は山元町指定文化財「大條家茶室」、６工事の概要ですが、①茶室修復工事一式としまして木造平屋建て延べ床面積４６．１５平方メートルの茶室を修復いたします。詳細については下の表に記載しておりますが、礎石基礎部分につきましては現状として沈下しており、ベタ基礎の上に礎石を据直いたします。土台については腐朽しており新材と交換いたします。床については腐朽傾斜しており、補修や新材と交換いたします。柱、はりについては端部が腐朽しており補修や新材と交換いたします。壁については崩落や亀裂があり、石膏ボードに土壁風のしっくい表面を仕上げます。屋根、ひさしについては腐朽し雨漏りもしておりまして、鋼板を当時のこけらぶき風に重ねまして葺き替えいたします。耐震補強として金具や鉄筋で強化いたします。補足としまして、文化財の修復につきましては文化財としての価値を損なわないよう配慮した方法で修復する必要があることから、当時の部材をできる限り残しながら新材を組み合わせる必要があります。今回の茶室の修復では３０パーセント程度の新材を使用しまして当時の部材と組み合わせながら修復したいと考えております。②板倉解体撤去工事一式としまして木造二階建て延べ床面積３４．２２平方メートルの板倉を解体撤去いたします。

７工期につきましては議決された日の翌日から令和６年８月３０日までとなります。

以上で議案第４３号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから議案第 4 3 号令和 5 年度（債務）山元町指定文化財「大條家茶室」修復等工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）異議なしと認めます。議案第 4 3 号は原案のとおり可決されました。

議 長（菊地康彦君）日程第 1 0．議案第 4 4 号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。それでは議案第 4 4 号令和 5 年度山元町一般会計補正予算（第 4 号）についてご説明いたします。

初めに今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ 1 億 8, 2 8 7 万 4, 0 0 0 円を追加しまして、総額を 8 6 億 8, 6 9 8 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。また、歳入歳出予算の補正と併せまして債務負担行為の補正、それから地方債の補正を行っております。

今回の補正では職員の給料、手当などこういったものを増額しておりますが、人件費につきましては人事院勧告に伴うもの、また、包括業務委託については最低賃金の引上げなどが要因となりますので都度の説明につきましては省略いたします。

それでは主な計上内容につきまして、歳出予算からご説明いたします。1 3 ページをお開き願います。

2 款総務費 1 項総務管理費でございます。5 目財産管理費につきまして 1 6 0 万 2, 0 0 0 円を増額しております。こちらにつきましては民間企業及び個人から頂戴した指定寄附を財政調整基金に積み立てるものでございます。6 目企画費につきまして 1, 0 0 0 万円を増額しております。こちらにつきましては民間企業からございました企業版ふるさと納税寄附金について、まち・ひと・しごと創生推進基金に積み立てるものでございます。2 3 目住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費につきまして 9, 8 9 3 万円を増額しております。こちらにつきましては物価高騰により特に家計への負担が大きい低所得世帯、いわゆる住民税非課税世帯を救済するため 1 世帯当たり 7 万円を給付するものでございます。財源につきましては国の地方創生臨時交付金を活用いたします。

3 項戸籍住民基本台帳費につきまして 1, 8 1 0 万 9, 0 0 0 円を増額しております。1 5 ページをお開き願います。1 2 節委託料 1, 7 2 0 万 1, 0 0 0 円につきましては戸籍法の改正に伴い戸籍等に氏名の振り仮名を追記するためのシステム改修費用でございます。財源につきましては国の財源が保証されております。

1 6 ページをご覧ください。3 款民生費 2 項児童福祉費でございます。2 目児童措置費 4 6 3 万 9, 0 0 0 円を増額につきましては、1 8 歳以下の子供の医療費助成に関しこれまでの医療費の実績の推移から今後の不足額を見込んだものでございます。財源につきましては一部県支出金を活用いたします。それから 5 目学童保育施設費のうち 1 3 節使用料及び賃借料、それから 1 4 節工事請負費につきましては児童クラブ支援員などの休憩室を確保するための費用でございます。

18ページをお開き願います。6款農林水産業費1項農業費でございます。3目農業振興費385万2,000円の増額につきましては、町内で新たに営農を開始する就農者への経営安定化補助金など町の基幹産業であります農業従事者に対する負担軽減策でございます。

20ページをお開き願います。8款の土木費4項住宅費につきまして360万円を増額しております。こちらにつきましては令和3年2月の福島県沖地震により被災した町営住宅、こちらに対する災害見舞金の交付決定を受けたことから関連する町営住宅基金に積み立てるものでございます。

22ページをお開き願います。10款教育費5項社会教育費でございます。4目文化財保護費につきまして財源内訳の変更を行っております。こちらにつきましては茶室の保存修復事業に関し特定財源である寄附金、それから地方債の充当を最終整理したものでございます。9目震災遺構中浜小学校管理費のうち7節報償費の38万5,000円、こちらにつきましては語り部ガイドを希望する見学者が当初の見込みを上回る見通しであることから必要経費を増額するものでございます。財源につきましては語り部ガイド料収入でございます。

続きまして、主な歳入予算につきましてご説明いたします。11ページにお戻り願います。

15款国庫支出金2項国庫補助金でございます。1目総務費国庫補助金1億1,613万1,000円の増額につきましては戸籍等に氏名の振り仮名を追記するための財源として1,720万1,000円、それから低所得世帯に対する7万円給付の財源として9,893万円の合計額となります。なお、本交付金につきましては今年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことによって今回の追加分から物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に名称が改められたものでございます。

16款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金229万5,000円の増額につきましては、新規就農者育成への総合対策など農政関係の財源を受け入れるものでございます。

18款寄附金1項寄附金につきまして1,253万4,000円を増額しております。こちらにつきましては企業版ふるさと納税寄附金のほか、使い道が指定された寄附に加えまして茶室の保存修復に向けて呼びかけてまいりましたクラウドファンディング、こちらの目標額1,000万円を上回った額などでございます。

19款繰入金2項基金繰入金につきまして4,171万6,000円を増額しております。こちらにつきましては最終的な歳入歳出差引きの結果、財政調整基金を繰入れるものでございます。

21款諸収入5項雑入でございます。1目雑入360万円の増額につきましては町営住宅に対する災害見舞金でございます。

22款町債につきましては地方債の補正でご説明いたします。

次に債務負担行為の補正につきましてご説明をいたします。4ページにお戻り願います。

債務負担行為といたしまして22事業を追加しております。いずれも令和6年度当初から事業を進めるに当たり年度内の契約行為が必要であることから債務負担行為を設定するものでございます。

初めに追加分についておおむね3,000万円以上の事業をご説明いたします。中段にございます町民バス、それからデマンド型及びデマンド型乗合タクシーの運行に要する経費につきましては現在運行体制の総合的な見直しに取り組んでおりますが、新年度につきましては一定期間現行の仕組みで運行を行う必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

5ページをお開き願います。予防接種業務に要する経費、こちらにつきましてはBCGやB型肝炎など生涯を通じて疾病を予防するために実施する必要があることから債務負担行為を設定するもの、それから各種検診業務に要する経費につきましては結核検診やがん検診など疾病の早期発見早期治療につなげるため各種検診の受診の機会を確保することを目的に債務負担行為を設定するもの、それから農業用施設の維持管理業務に要する経費及び道路等維持管理業務に要する経費につきましては農道や排水路など営農に関する施設機能の維持及び道路や側溝など日常生活に関わる施設、こちらを良好な状態に保つため債務負担行為を設定するもの、それからスクールバス運行業務に要する経費につきましては山元中学校の生徒の安心安全な通学手段を確保するため債務負担行為を設定するもの、それから深山山麓少年の森拡張改修事業に要する経費につきましては施設の老朽化や登山客の増加に伴う駐車場不足、これを解消し令和7年度の早い時期に供用開始ができるよう債務負担行為を設定するもの、それから山元町学校給食調理搬送業務に要する経費につきましては、民間が持つノウハウを生かし質の高い衛生管理、それから調理技術で効率的かつ安全安心な学校給食の提供に移行するため従前の学校給食調理業務と併せ搬送業務を一括して外部委託するために債務負担行為を設定するものでございます。

次に変更分につきましてご説明いたしますので、7ページをお開き願います。山元町学校給食搬送業務に要する経費、こちらにつきましては山元中学校から給食を搬送する業務の一部課題を解決するため債務負担行為を変更するものでございます。

最後に地方債の補正をご説明いたします。8ページをご覧ください。過疎対策事業債につきましては、当初南山下線ほか1路線の道路新設改良事業の財源として見込んでいた公共事業等債、これを財政的に有利な過疎対策事業債に振り替えることなどによって限度額を5億8,720万円に、また、これに関連し公共事業等債の限度額を660万円にそれぞれ変更するものでございます。

以上が補正予算（第4号）の内容となります。よろしくお願い申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。ありませんか。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。16ページですが、民生3款2項のところの5目学童保育施設費のところなんです、プレハブリース料、これは多分利用者が増加ということだと思うんですが、何人ぐらいがここを利用するようになるんでしょうか。確認。

子育て定住推進課長（佐藤睦美君）はい、議長。岩佐議員のおっしゃるとおり、こちらは山下小学校の児童クラブに設置するプレハブのリース料と工事費となっております。こちらに関しましては、今年度山下小学校の児童申込み72名ということで従来2クラスで行っていたところが、72名ということで人数が多くなりましたので1教室追加してクラブ室にしております。こちらのプレハブに関しましては支援員の休憩室、あとは児童や保護者との面談、あとは体調不良者の隔離という形で利用するという形で予定をしております。

ます。以上でございます。

議長（菊地康彦君）そのほか、質疑はございませんか。

3 番（遠藤龍之君）はい、議長。例えば 11 ページの県支出金県補助金の 4 農林水産事業費県補助金についての新規就農者育成総合対策事業補助金の増ということで示されているんですが、9 月議会では 99 万円のマイナスになっているんです。その辺の経緯について種類が違う中身が違うのかどうかその辺について伺いいたします。

農林水産課長（村上 卓君）はい、議長。こちらの 11 ページの新規就農者育成総合対策事業補助金の増につきましては、75 万円につきましては新規就農者の生活費などの給付金に関わる部分の 75 万円でございます。こちらが年間で国の補助金として県を通して 150 万円なんです、今内示受けている金額が半期の分ということで 75 万円です計上しております。また、9 月に補正予算で財源の振替えした部分についてはこの新規就農者に対する補助金ではありますが、国県事業の中で新規就農者に対する資材の補助金ということでまた意味合いが別なところの助成事業になりますけれども、その財源の振替えについては町でもともと新規就農者から受け取っておった申請の関係の事務の不備があったことによって町の財源で新規就農者の資材支援を行うという形の財源振替えということで、中身は違うものということになっております。以上でございます。

3 番（遠藤龍之君）はい、議長。その下の過年度収入の分、真ん中の 12 ページ、雑入諸収入雑入の中の過年度収入の中の国庫支出金 3 節です。1 節の令和 4 年度障害児入所給付費国庫負担金追加交付便交付分として提供されている交付されているんですが、この辺の性格についてどこに行ったかということこちらにあるんだけれども、一般財源というかそういう扱いで入っているようなんですけれども、その辺の関係従来どおりなのか通常こういった金についてはこれまでもそういう形でやってきたのかやってきたということなのかどうなのかも併せて確認します。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。こちらに計上しております追加交付分でございますけれども、令和 4 年度分ということで昨年 12 月に交付決定がなされております。実績報告を今年度 6 月ごろ実施しまして、その精算に基づきまして確定して、ここの部分については追加交付という性質のものでございます。これは毎年同じようなルールで入っております。以上でございます。

3 番（遠藤龍之君）はい、議長。交付金なんだけれども一般財源というところで対応しているということね。16 ページの民生費の 2 項児童福祉費の 2 目児童措置費 73 万 3,000 円、子ども医療費助成費増ということになっているんですが、これはこれまた従来この時期になると増えて今回この時期になってもろもろいろいろな背景があってインフレしたとかそういう特別な事情の中での見込み増ということでの増なのかどうというのの確認をいたします。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。今回の増ですけれども、子ども医療費につきましては令和 5 年度に入りまして新型コロナウイルスの関係で医療費の伸びが 5 月以降増加しておりました。その増加傾向を見まして今後の見込みを出しまして、それで医療費助成ということで 463 万 9,000 円追加で計上しております。73 万 3,000 円につきましては、医療費助成のうち就学児未満のお子さんに対する助成になっておりまして、その部分が医療費全体も増えておりますので該当部分として県から受け入れるという形で計上しております。

議 長（菊地康彦君）そのほか、質疑ございませんか。

12番（岩佐哲也君）はい、議長。1点だけ質疑します。8ページ、地方債の補正ですが、これは過疎債を9,140万円ほどプラスということなんですが、先ほどの話ですと南山下線の公共事業を公債に振り替えたということですが、一つは金額が合わないんですけどもそれ以外の予定している過疎債がここに入っているのではないかと思うんですが、この中身についてお尋ねします。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。こちらの過疎債の部分なんですが、議案書の12ページをご覧くださいんですが、道路新設改良事業の部分に関しまして22款町債1項町債4目土木債の中の9,800万円とそれから8,820万円のやりとりの部分、それから下に教育債として660万円過疎債とありますがこちらの分、この過疎債同士の合計額が4ページの地方債の補正の内容となっておりましてでございます。以上です。

12番（岩佐哲也君）はい、議長。4ページの補正といたしますか、今私お尋ねしているのは8ページなんですが。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。要は、この差額の内訳につきましては12ページの町債の下段に記載してあるとおりということで、訂正をさせていただきたいと思っております。以上です。

議 長（菊地康彦君）そのほか、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）これで質疑を終わります。

議 長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから議案第44号令和5年度山元町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）異議なしと認めます。議案第44号は原案のとおり可決されました。

議 長（菊地康彦君）日程第11．議案第45号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。それでは議案第45号令和5年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正の規模ですが、歳入歳出それぞれ296万4,000円を追加し、総額を18億158万4,000円とするものでございます。

議案書7ページをお開きください。歳出予算からご説明いたします。

第1款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費でございますが、令和5年の人事院勧告に準拠した給与等の改正に伴う職員給料、手当など97万3,000円を増額しております。次に第2項徴税费第1目賦課徴収費でございますが、健康保険法の一部改正により産前産後期間の保険税を令和6年1月1日から免除するため、システム改修に係

る費用として１７６万６，０００円を計上しております。

次に第５款保健事業費第１項特定健康診査等事業費第１目特定健康診査等事業費及び第２項保健事業費第１目の疾病予防費でございますが、人事院勧告及び最低賃金の改定に伴い人件費を計上しております。

次に６ページの歳入予算補正額についてご説明いたします。第６款繰入金第１項繰入金第１目基金繰入金でございますが、最終的な財源調整の結果として基金の取崩し額を１７６万６，０００円増額しております。この結果、当初予算からの基金繰入金の累計が１億２，１４４万２，０００円となり、補正後の基金残高見込みは１億８６７万円になります。第２目一般会計繰入金については人事院勧告及び最低賃金の改定に伴う人件費分として１１９万８，０００円を増額しております。

最後に債務負担行為の補正についてご説明します。議案書の３ページをお開きください。

国保情報集約連携端末導入業務委託に要する経費でございますが、現在使用している端末の保守期間が終了することから令和６年度から令和１０年度までの５か年分の端末を導入するもので、切れ目なく事業を継続するために今年度中に委託契約を締結する必要がありますので、その期間と限度額を補正するものであります。

以上で議案第４５号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

３番（遠藤龍之君）はい、議長。７ページの１款総務費２項徴税費１目賦課徴収費についてなんですが、１７６万６，０００円の財源が一般財源ということなんですが、前に全体のあれのときにそういう説明あったかと思ったんですけども、改めて確認する。これは国からの来るものだとして理解しているんですが、いつごろそういうことでいいのか。あと、いつごろ入ってくるのかを確認します。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。最終的には特別調整交付金ということで国から入ってきますので、その時点で財源内訳の変更を予定しております。

議長（菊地康彦君）そのほか、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第４５号令和５年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。議案第４５号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第１２．議案第４６号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。それでは、議案第46号令和5年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正の規模ですが、歳入歳出それぞれ336万1,000円を追加し、総額16億4,785万円とするものでございます。

議案書8ページをお開きください。歳出予算からご説明いたします。

第1款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費でございますが、令和5年の人事院勧告に準拠した給与等の改正に伴う職員給料、手当など36万1,000円を増額しております。次に第3項介護認定費第1目介護認定調査費でございますが、介護保険料改定に向けたシステム改修に係る費用及び最低賃金改定に伴う委託料として273万7,000円を計上しております。次に第3款地域支援事業費第1項介護予防生活支援サービス事業費第1目介護予防生活支援サービス事業費でございますが、保険者努力支援交付金が決定されたことから財源の内訳を変更しております。次に第2項一般介護予防事業費第1目一般介護予防事業費でございますが、介護予防事業に従事する職員の給与、手当など8万2,000円を増額し、保険者機能強化推進交付金が決定されたことから財源内訳を変更するものです。次に第3項包括的支援事業第2目の任意事業費でございますが、最低賃金の改定に伴い会計年度任用職員の人件費を増額しております。

次に歳入予算の補正についてご説明いたします。議案書6ページをお開きください。歳入につきましては歳出でご説明しました人事院勧告に伴う人件費及び国庫支出金の確定による増が主な内容でございます。この結果、第7款繰入金第1項繰入金第1目基金繰入金でございますが、最終的な財源調整の結果として基金の取崩し額を366万円減額しております。この結果、当初予算からの基金繰入金の累計が1億1,996万3,000円となり、補正後の基金残高の見込みは2億8,373万円になります。

最後に債務負担行為の補正についてご説明いたします。議案書の3ページをお開きください。1件目の訪問介護サービス事業のサービス事業、2件目の通所介護サービス事業に関する経費につきましては介護予防事業に要する経費、3件目については包括的支援事業の生活体制支援整備事業に要する経費となり、毎年年度当初から切れ目なく事業を継続するために今年度中に委託契約を締結する必要がありますので、その期間と限度額を補正するものであります。4件目の地域包括支援センター業務委託に要する経費については、現在の委託期間が今年度末で終了となることから令和6年度から8年度までの3か年の契約を締結するため、その期間と限度額を補正するものであります。

以上で議案第46号の説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。6ページの歳入のそれぞれの467の内訳と行き先の確認なんです。135万2,000円と220万円は分かるんですが148万円というのは細かい話になるんですけども、146万円多分財源内訳の変更とかかと思うんです。その辺の説明をお願いします。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。6目の保険者機能強化推進交付金ということの148万円の部分につきましては、国から決定された部分を入として受け入れております。この決定につきましては10月に交付決定通知がありまして、その金額の部分の計上してい

るものでございます。

3 番（遠藤龍之君）はい、議長。たった2, 000円か2万円の違いです。その関係を確認したかったという多分です。148万円がたぶん行っているのが一般介護予防事業費146万円マイナス財源調整というかここに行っているのかというふうにはそれが151万円になったり、その辺の関係を知らなかったということでの質問です。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。一般財源で見ていたものにここの部分を振り替えているという形で、基金の取崩し額を減少させているということでございます。

3 番（遠藤龍之君）はい、議長。その2万円分はこの基金繰入金の360、これも減っている。今の説明で伝わってこない部分があるんだけど、簡単な話、この2万円はどこに行ったという話が。2万円は俺のほうが間違っていた。介護者式の148万円というのは交付金として入ってきているんだけど、この伝わり方がどこに行っているという質問疑問です。ただ、歳出のほうでそれに似たような数字だったから146万円というのがマイナスになっているとかということもだとするならばあと2万円どこに行ったという素朴な疑問なんです。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。大変申しわけありませんでした。2万円につきましては、介護予防事業に関わる職員部分の人件費になってございまして、この人件費については国県町からそれぞれ割合に応じて入ってくるものでございます。ですので、その2万円についてはこの保険者機能強化推進交付金とは関係なしに一般会計から入ってくるということで、性質が違うものということでご理解いただければと思います。

3 番（遠藤龍之君）はい、議長。今の説明でも理解できないんですけども、大きな問題ではない。本質的な問題はあるけれど、後でゆっくりそばまで行ってお聞かせ願います。

議 長（菊地康彦君）ここで暫時休憩とします。再開は11時20分とします。

午前11時08分 休 憩

午前11時20分 再 開

議 長（菊地康彦君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（菊地康彦君）ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）これで質疑を終わります。

議 長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから議案第46号令和5年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）異議なしと認めます。議案第46号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第13．議案第47号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（富樫 誠君）はい、議長。それでは議案第47号令和5年度山元町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

初めに議案書の1、2ページをお開きください。収益的支出及び資本的支出について申し上げます。収益的支出1款水道事業費1項営業費用4目総がかり費の39万1,000円の増額及び資本的支出1款資本的支出1項建設改良費2目施設整備費の23万7,000円の増額は一般会計同様に人事院勧告に伴う人件費を増額措置するもので、説明欄に記載のとおりであります。

予算書の最初のページにお戻りください。第2条令和5年度山元町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。支出第1款水道事業費用39万1,000円増額し、総額3億7,369万2,000円とするものであります。第3条予算第4条中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,040万6,000円を1億1,064万3,000円に、当年度分損益勘定留保資金1億367万7,000円を1億391万4,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。支出第1款資本的支出を23万7,000円増額し総額1億8,764万8,000円とするものであります。第4条予算第9条中、議会の議決を得なければ流用することのできない経費職員給与費を記載のとおり改めるものであります。

以上で議案第47号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第47号令和5年度山元町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。議案第47号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第14．議案第48号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（富樫 誠君）はい、議長。それでは議案第48号令和5年度山元町下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

初めに、議案書の1、2ページをお開きください。収益的収入について申し上げます。

1 款下水道事業費 1 項営業費用 4 目総がかり費の 2 6 万 1, 0 0 0 円の増額は一般会計同様に人事院勧告に伴う人件費を増額措置するものであり、説明欄に記載のとおりであります。

最初のページにお戻りください。第 2 条令和 5 年度山元町下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。支出第 1 款下水道事業費を 2 6 万 1, 0 0 0 円増額し、総額 4 億 9, 3 9 1 万 8, 0 0 0 円とするものであります。第 3 条予算第 9 条中、議会の議決を得なければ流用することのできない経費職員給与費を記載のとおり改めるものであります。

以上で議案第 4 8 号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議 長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから議案 4 8 号令和 5 年度山元町下水道事業会計補正予算（第 2 号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）異議なしと認めます。議案 4 8 号は原案のとおり可決されました。

議 長（菊地康彦君）日程第 1 5. 同意第 6 号から日程第 2 2. 同意第 1 3 号までの 8 件を一括議題とします。

本件について説明を求めます。

議 長（菊地康彦君）町長橋本伸一君、登壇願います。

町 長（橋本伸一君）はい、議長。それでは、同意 6 号から第 1 3 号までの農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて一括してご説明を申し上げます。

提案理由でございますが、一連の議案については農業委員会委員の任期が令和 6 年 1 月 2 8 日をもって任期満了となることから、同委員を任命するに当たり議会の同意を求めるため提案するものであります。

議案書並びに議案の概要資料 No. 6 をご覧ください。委員の任命に関しては農業委員会等に関する法律に必須要件等の定めがあり、その関係については資料下段に（１）必須要件、（２）努力義務としてまとめておりますが、定数 8 名のうち認定農業者を 6 名、利害関係を有しない方を 1 名提案しております。なお、裏面には根拠となる関係条文を参考までに記載しております。

それでは順次同意議案ごとにご説明いたしますので、議案書をご覧ください。なお、同意第 6 号から第 1 1 号につきましては現委員であることから次ページの略歴書の説明は省略し、行政区または居住地、氏名、区分のみの説明とさせていただきます。

初めに同意第 6 号でありますが、久保間区在住の阿部賢一氏、認定農業者でございます。

続きまして同意 7 号でありますが、町区在住の岩佐正氏でございます。

続きまして同意第 8 号でありますが、笠野区在住の渡辺成寿氏、認定農業者でございます。

続きまして同意第 9 号でありますが、真庭区在住の星健悦氏、認定農業者でございます。

続きまして同意第 10 号でありますが、仙台市在住で山元町に通い農業を行っている遠藤智氏、認定農業者であり青年でもございます。

続きまして同意第 11 号でありますが、つばめの杜東区在住の菊地孝式氏、認定農業者であり青年でもございます。

次に、新たに農業委員会委員として同意を求める 2 名についてご説明いたします。

初めに同意第 12 号でありますが、大平区在住の砂金礼子氏、利害関係を有しないもの、女性として提案するものであります。次ページの略歴書をご覧ください。同氏は令和 3 年から現在まで農地利用最適化推進委員を務めており、多面性が求められる農業委員会業務において農業分野以外の視点や女性の視点から貴重な意見を農業委員会に反映させていただけるものと考えております。

続きまして同意第 13 号でありますが、真庭区在住の阿部幸治氏、認定農業者であります。次ページの略歴書をご覧ください。同氏は平成 30 年 1 月から現在まで農地利用最適化推進員を務めております。また、宮城亘理農業協同組合の勤務経験を生かし農業委員会業務と農地利用最適化推進に関する事項を適切に行うことができ、地域からの人望も極めて厚い方でございます。

以上の 8 名で、新たな任期は令和 6 年 1 月 29 日から令和 9 年 1 月 28 日となりますので、ご理解の上ご同意を賜われますようよろしくお願いを申し上げます。

議 長（菊地康彦君）ここで傍聴者に申し上げます。傍聴席での私語は慎んでいただき、静かに傍聴いただけますようお願いいたします。

議 長（菊地康彦君）これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議 長（菊地康彦君）これから討論を行うわけですが、本件は人事案件でありますので山元町議会先例 90 番により討論を省略します。

議 長（菊地康彦君）これから同意第 6 号農業委員会委員の任命につき同意を求めることを採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）異議なしと認めます。同意第 6 号は同意することに決定しました。

議長（菊地康彦君）これから同意第7号農業委員会委員の任命につき同意を求めることを採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。同意第7号は同意することに決定しました。

議長（菊地康彦君）これから同意第8号農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。同意第8号は同意することに決定しました。

議長（菊地康彦君）これから同意第9号農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。同意第9号は同意することに決定しました。

議長（菊地康彦君）これから同意第10号農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。同意第10号は同意することに決定しました。

議長（菊地康彦君）これから同意第11号農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。同意第11号は同意することに決定しました。

議長（菊地康彦君）これから同意第12号農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。同意第12号は同意することに決定しました。

議長（菊地康彦君）これから同意第13号の農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。同意第13号は同意することに決定しました。

議長（菊地康彦君）日程第23．議案第49号を議題とします。

本件について説明を求めます。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。それでは議案第49号令和5年度山元町一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

本補正予算につきましては、歳入歳出予算の補正のみでございます。

初めに今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ2,139万5,000円を追加しまして総額を87億838万4,000円とするものでございます。

それでは歳出予算からご説明いたします。6ページをお開き願います。

初めに3款民生費1項社会福祉費につきまして27万5,000円を増額しております。こちらにつきましては物価高騰の影響を受けている高齢者施設、それから障害福祉施設に対する補助となりますが、今年9月の議案第31号一般会計補正予算（第3号）でお認めいただきました予算に続きまして、10月からの残り半年分を助成するものでございます。

4款衛生費1項保健衛生費につきまして2,112万円を増額しております。こちらにつきましても物価高騰の影響を受けている町民や企業等を幅広く支援するため、水道基本料金の2か月分を減免するための費用でございます。なお、これによりまして今年度の水道基本料金の減免期間につきましては通算で4か月となります。

10款教育費につきまして、財源内訳の変更を行っております。こちらにつきましてはこれまで町内小中学校の学校給食費の一部を無償化し現在まで続けてきておりますが、12月から年度末までの保護者負担分を全て無償化することによる財源内訳の変更でございます。ただいま申し上げました内容につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用いたします。

次に歳入予算につきましてご説明いたします。5ページをご覧ください。

15款国庫支出金2項国庫補助金につきまして4,003万4,000円を増額しております。こちらにつきましてはただいま歳出でご説明いたしました各種取組に係る財源でございます。

19款繰入金2項基金繰入金につきまして1,160万7,000円を減額しております。こちらにつきましては歳出予算に見合う歳入側の最終的な財源調整でございます。

21款諸収入5項雑入につきまして703万2,000円を減額しております。こちらにつきましては学校給食費の一部無償化の対象外であった保護者負担分のうち、12月以降分について減額するものでございます。

以上が補正予算第5号の内容となります。よろしくお願い申し上げます。

議 長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

7 番（伊藤貞悦君）はい、議長。町長の説明要旨の中に町内小中学校の12月から年度末までの学校給食費をと限定をしてありますが、1点目。まず最初に保育所の食材費とかおやつ代等々については考えなかったのかどうか。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。今回は国からの交付金を含めて、まず給食ということで考えさせていただきます。

7 番（伊藤貞悦君）はい、議長。それから、小中学校の12月から年度末までの学校給食費ということで、一旦完全無償化したら次からどうするのかということは考えてこれを実施しようとしているのかどうかについて。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。今回のことと今後のこととはまた別だとは思っておりますが、その後のこともいろいろそれは今回のこととはまた別な形で考えていければと思っておりますが、今回は今回。今回は臨時交付金に対する対応ということでの給食無償化という対応にさせていただいております。

7 番（伊藤貞悦君）はい、議長。小中学校の給食費、今現在何期かに分けて給食費を納入していると思いますが、納入している分を返金しなければならないことが生じてくるのではないかと考えられますが、そのことについては大丈夫なのかどうか。もし、返金する必要があるとすればそれに要する経費など等は考えたのかどうかについてお伺いします。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。担当課長からお答えいたします。

教育総務課長（伊藤和重君）はい、議長。返金の関係につきましては、今後生じる支払い分で給食費については5月から翌年の2月までの10回払いとなっているんですけれども、そのうちの12月、1月、2月を今後無償化にするということで返金はございません。以上でございます。

議 長（菊地康彦君）そのほか、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから議案第49号令和5年度山元町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）異議なしと認めます。議案第49号は原案のとおり可決されました。

議 長（菊地康彦君）日程第24．議案第50号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（富樫 誠君）はい、議長。それでは議案第50号令和5年度山元町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

初めに議案書の１、２ページをお開きください。収益的収入及び支出について申し上げます。

収入１款水道事業収益１項営業収益１目給水収益の２，０５０万円の減額は、物価やエネルギー価格高騰に伴う支援の追加事業として公共用を除く一般家庭及び町内企業に対し水道の基本料金を２か月間減免するため減額措置するものであり、減免期間は令和６年１月検針と２月検針を予定しております。２項営業外収益４目他会計補助金の２，１１２万円の増額は水道基本料金の減免に要する経費として２，０５０万円、減免に伴う対応経費として６２万円を一般会計からの補助金として増額するものであります。

次に支出について申し上げます。１款水道事業費１項営業費用４目総がかり費の６２万円は、減免に伴う対応経費として増額するものであります。

予算書の最初のページにお戻りください。第２条令和５年度山元町水道事業会計予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。収入第１款水道事業収益を６２万円増額し、総額４億１９７万２，０００円とするものであります。支出第１款水道事業費用６２万円増額し、総額３億７，４３１万２，０００円とするものであります。第３条予算第１０条中、他会計から繰入れする金額、水道料金の減免に要する経費を記載のとおりに改めるものであります。

以上で議案第５０号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議 長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから議案第５０号令和５年度山元町水道事業会計補正予算（第３号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）異議なしと認めます。議案第５０号は原案のとおり可決されました。

議 長（菊地康彦君）ここで暫時休憩いたします。再開は１３時１０分とします。１３時１０分、１時１０分となります。暫時休憩。

午前１１時５０分 休 憩

午後 １時１０分 再 開

議 長（菊地康彦君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（菊地康彦君）日程第２５．請願第１号を議題とします。

本請願は１２月１１日、総務民生常任委員会に付託し今会期中の審査としておりまし

たが、審査が終了し総務民生常任委員会委員長から報告書が提出されましたので委員長の報告を求めます。総務民生常任委員会委員長渡邊千恵美君、登壇願います。

総務民生常任委員会委員長（渡邊千恵美君）はい、議長。それでは請願第1号慰霊碑「大地の塔」敷地内へのトイレ設置に関する請願書についての審査結果を報告いたします。

委員会審査報告書。本委員会は令和5年12月11日に付託された事件を審査しましたので、山元町議会会議規則第93条の規定により報告します。

現在大地の塔の敷地内にトイレがないことにより花釜区民への負担及び見学者等の不便が生じています。また、公共施設におけるトイレ設置は必要であることなどの意見から、本請願は採択すべきものと決定し町長送付といたします。

令和5年12月11日 総務民生常任委員会委員長 渡邊千恵美

以上でございます。

議長（菊地康彦君）次に、本請願について岩佐秀一君から山元町議会会議規則第75条第2項の規定によって少数意見報告書が提出されております。少数意見の報告を求めます。（「議事進行」の声あり）3番遠藤龍之君。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。先ほどの議長報告の中でも示されていましたが、あの委員長の報告です。それに併せて別紙の少数意見報告書の届出ということについて示されているんですが、この辺の経緯について確認したいんです。私は一旦総務民生常任委員会で今の委員長報告の次、全会一致で採択すべきものという結果を出しているんです。そして、その結果を出している方の中から2名少数意見ということで出てくるというのはそれを受理したその経緯、どういう根拠を持って受理したのか。先ほど第何条云々と言ったけれども、第何条と言った。少数意見の留保とあくまでも委員会の中での出来事ですから、その辺は委員会の中では決していません。全員賛成なんですから、そこから別なルートを取って反対だなどというのは議会の審査を何、どう考えているのか。全く根本的な問題です。内容度合いがそれを許したところ、許可したどういう経緯でどういう理由で許可したのかお伺いいたします。

議長（菊地康彦君）その件に関しましては、事務局より昨日の総務常任委員会の内容を見て事務局が理由を持って受付をしております。その上で議長の権限をもって受付とさせていただいておりますので、何ら問題はありません。静粛にしてください。まだ終わっていません。いずれ、この発言については議事進行に関係ないと認めます。（「はい、議事進行。」の声あり）11番岩佐孝子君。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。第75条の2項という話でありましたけれども、その経緯、本来ならば委員会で付託されたわけですから委員会の総意の下で採択すべきとしました。そして、これを出す際には簡明な少数意見報告書を作り委員会の報告書が提出されるまでに委員長を経てなんですけれども、その委員長は委員会での採択を受けて報告書を作成しているわけです。にもかかわらず、提出されたのは賛成者お二人、そして議長直接にされています。議長直接の少数意見報告書ということでもありますけれども、常任委員会の委員長がそしてまたしていますけれども、常任委員会の委員長に提出されたとなれば委員会を無視していることではないかと思っておりますので、その辺について確認をしたいと思っております。

議長（菊地康彦君）今遠藤議員にも申し上げたのと同様でございますが、この少数意見の留保につきましてはその正式な理由をもって事務局で受付をしております。その上で私に提出

され、私の権限で受付をしておりますので、今の議事進行についても何ら関係ないこととしておりますので、すぐに次のことに入りたいと思います。議事進行と申してください。議事進行の発言がない。（「議事進行」の声あり） 3 番遠藤龍之君。

3 番（遠藤龍之君）はい、議長。理由が正式に理由が伝わってきません。何気なく。常任委員会の中では明確に少数意見の留保しなくていいのと委員の方に確認しました。そうしたら、しなくていいんだというこの少数意見の留保にしなくていいんですね。留保をしなくていいと言っているだろう。それを受けて委員長が皆さんにお諮りしたところ、委員長は採択すべきものとしたと思う。よろしいですね。それに対して全員はい。全員というか異論意見が出てきませんでした。少数意見の意見も出てきませんでした。意見なしと言っているんだから委員会の中です。そういうやり取りの中でそういう中で知らないと思って少数意見ということで意見あるんだったらその中で言え。75条とかこういうところ委員会の中の出来事です。それもまた議長の権限でこれは許すとか問題ないんだということであればこれは本当に大きな問題につながっていく。その前に委員長が自分で決裁しておきながら併せて少数意見を許すというのは認めるというのはこれまた議会のルールを大きく踏み外した出来事だと私は思う。だから、今意見として言っているんだけど、そういうことを確認してもなおそれを問題ないということであればそれはそれで議長の権限であれなんだからというかそれはそういうことで進めてください。あとどういう話になるか分からないけどな。

議長（菊地康彦君）今遠藤議員からもまだ同様ですが、委員会の内容ということでお話し、議場でしておりますが、その件に関してはこの議場では特に問題ございませんし、その経緯をもって私が受理して許可しておりますので何ら問題はないと判断しております。（「議事進行」の声あり） 11 番岩佐孝子君。

11 番（岩佐孝子君）はい、議長。会議規則の中にも第93条には審査の結果を次の区分により意見をつけ議長に報告しなければならないとなっております。そして、先ほどの結論では採択すべきものということでございました。そして2項の中には委員会が必要があると認めたときは請願の審査結果に意見をつけることができるとなっております。なので、その中で要らないと不必要ということで採択とすべきものとしたので、そこで事務局でという先ほど議長がそういう話がありましたけれども、委員長がどこの時点で受けたのか。そしてまた委員会として出すべきものだと私は思っていたので昨日の時点でも言っています。少数意見の留保はないんですか。そしてまた議員必携の中の291ページのところも読み上げました。委員会における審査の経過と結果を本会議に報告するに当たってはということで1つ目が審査の月日、紹介議員または当局の出席者とその説明、3番目には主なる質疑と答弁、4番目には現地確認の状況、そして5番目に討論、6番目に少数意見、関係執行機関への送付、処理の経過、結果の報告の請求等について報告することになっているということもあるんです。それを持って昨日は確認しました。そこでもそれでも意見なしということだ。意見なしということだったので委員長の採択の時点で全員採択あるのみと私は請願者も聞いています。その辺について議長の権限でとおっしゃいますけれども、どの辺まで確認したのか。その辺をお伺いします。

議長（菊地康彦君）何度も申し上げますが、委員会の議事内容と議場でのこの審議とはまた別であります。あたかもそのように議長が何か不公平な扱いをしているような言い方されるのはここから退去の命令をするしかありません。私は平等にやっております。その発言に

については議事進行に関係ないと認めます。（「議長、議事進行」の声あり） 11番岩佐孝子君。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。先ほど確認をしましたということなので、会議録を提示していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

議長（菊地康彦君）確認はしていると言っておりません。よく聞いてください。その内容については退場になりますよ。これ以上議事を遅滞させるとなると。（「議事進行」の声あり）これで最後になります。 11番岩佐孝子君。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。委員会で結審をして採決、そしてまた委員会の中での少数意見の留保はないのかということを確認しました。その中でもないということで採択ということでの委員長報告になったわけなんです、その辺が私には理解できません。その際、私たちだけではないんです。委員だけではなかったんです。請願者も来ていました。そういうこともありますので、再度確認をさせていただいておりました。以上です。（「議事進行」の声あり）

議長（菊地康彦君） 3番遠藤龍之君。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。今の議事運営というかちょっと記憶ないんだけど、議長、もしその疑問を何でそれを受理したのか。受理した中身は正解正確だから受理したということなんですよね。それで議長に何ら問題はないというのが今のその前のそれが事実かどうかという事実ではないということは今正確ではないということをお申し上げしているんです。正確なその事実の中で判断していただいた上での今の議場の発言だったらそれはそうだね。何回も言っているように、委員会の中ではもしこれが委員会の中での問題だということであれば一旦委員会の中で改める。委員会としては認めていないんだから、委員会としては少数意見の確保留保ということは何回も言うけれども、何回も確認してそれは要らない。とにかくここを通してくれということで、それを受けて委員長が採択を諮ったんです。採択すべきものとしたと思いますが、委員長がです。よろしいですか。皆さん誰も異論持たなく全会一致で総務民生常任委員会としてはこの請願の意思、願意は妥当だということで全会一致で採択すべきものというのが経緯なんです。少数意見の留保を通していいんです。それも議論の中であったんです。1人2人あれば採択すれば多数決で採決を求めれば結果、通るだろう。けれども、俺たちはこの願意、請願には反対だという意味を占めると仕方ないということで、ただ、総務民生常任委員会とは採択だけれどもこういう人もいましたと委員長報告の中で反対する方もいました。それは制度上、少数意見の留保という制度があったらそれを使って反対の意思を表明したという流れだと思うんです。もし今名前出ているこのお二方がそれはこういう中身で反対ということであるならば、そこでちゃんと反対すべきだと思うんです。最終的に思うところはそういう委員会の中で採択したものが本会議で反対に出るというかそれも少数意見の留保、その委員会の中で認めれば当然堂々と反対していいということなんです、そこでは賛成しておいて本会議で反対ということが生まれれば問題化ということで、その辺の経緯を確認しているところなんです、それは結果見るけれどもわからないけれども一応そういうことのための少数意見の留保ということを保証しているという内容のことなんです。残念ながら賛成した方が少数意見の留保と出しているものだからどうなのか。こういう意見があつて私反対なんだけれども最終的に本会議では妥当、願意妥当ということで常任委員会の中で示した態度と同じような態度で出てくるというこ

とであればこんな心配することもないんだけど、大事な請願の本当に大な中身なんです。それを決するときになんかことがあっていいのかということがという心配懸念から確認ということで出しています。そういう事情の中でそれを理解していただいて分かっているならこの分かった上での議場の差異ということであればそれはそれ以上の権限ということであれば引かざるを得ない。幾らここで頑張っても私の権限だということになればという意見を述べました。

議長（菊地康彦君）それでは、岩佐秀一君の登壇をお願いします。

9 番（岩佐秀一君）はい、議長。それでは報告いたします。

少数意見報告書。私は請願第 1 号慰霊碑「大地の塔」敷地内へのトイレ設置に関する請願書の採択に関する審議において次の意見を留保したく報告書を提出いたしました。

件名。請願第 1 号慰霊碑「大地の塔」敷地内へのトイレ設置に関する請願書。意見の要旨。花釜区長さんから慰霊碑大地の塔見学者及び町道 3 1 号頭無西牛橋線の緑道散策者などの対策として大地の塔敷地内へのトイレ設置に関する請願書が提出されましたが、この請願内容は花釜区民の総意ではなく、さらに花釜区民の一部からもこの大地の塔の敷地内へのトイレ設置に関して疑問視する声もあることから、また、町内各区からこのような要請書が出されるということは收拾がつかなくなる恐れがあることから、本請願は採択すべきではない。

総務民生常任委員会副委員長 岩佐秀一。

同じく賛成者 齋藤俊夫。

山元町議会議長 菊地康彦殿

以上です。

議長（菊地康彦君）これから委員長報告並びに少数意見報告に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

1 1 番岩佐孝子君。

1 1 番（岩佐孝子君）はい、議長。先ほど委員長報告の中で採決すべきという報告があり……。

議長（菊地康彦君）同委員会の委員長の質疑はできませんので。そのほかであれば、どうぞ、続けて結構です。

1 1 番（岩佐孝子君）はい、議長。委員長への質問ではございません。途中で私にさえぎるなということであれば議長も最後まで聞いてから発言すべきではないでしょうか。今委員長から採択すべきものということで話が報告がありました。そして今、少数意見ということでも話がありましたけれども、代表した岩佐議員からありましたけれども、花釜区の区長さん、それは地域の方々の意見を総括した中でこのような提案を請願を提出してきたものと私は思っております。なので、私はここに書いてありますけれども、区民の中からもそれが 1 0 0 パーセントではないと思うんですが、どの辺まで行けば全員という全員というのかこの敷地内の請願書が認められるということなんでしょうか。その辺について確認をします。1 0 0 パーセントですか。

9 番（岩佐秀一君）はい、議長。今ご質問になりました全員ではないということは 1 0 0 パーセントではございません。数パーセントも全員ではないです。以上です。

1 1 番（岩佐孝子君）はい、議長。どこをもって総意ということですか。議会であっても全員が 1 0 0 パーセントの賛成ということで議決されているわけではないと思いま

す。住民の代表である区長さんがつかさどった事務を遂行しているわけですので、その辺について私は疑問をこの少数意見ということで出したことに対して非常に疑問を感じます。どの辺までだったら受け入れることができるのでしょうか。それを確認したいと思います。

9 番（岩佐秀一君）はい、議長。この件に関しては周辺の住民の人にお聞きしました。トイレの設置に関してはいろいろな意見がありまして、今後末代まで維持管理するのには大変だと。最初はきれいでいいけれども、古くなったら負担になるという意見。それから、大地の塔周辺、近くには2キロメートル以内にいかほどのトイレがあるか。その前にマップなどを作って利用者に周知すれば十分に対応できる。そういう意見もありましたので、提出いたしました。以上です。

11 番（岩佐孝子君）はい、議長。花釜区民の方からお聞きしたということなんですが、どれぐらいの方々か。私は区を代表する区長から提出されるものですから大方の意見を総括して私は請願書として提出したものと思われまます。反対に何人ぐらいの方々へ聞き取り調査、そして意見聴取をしてそのような経過に至ったのか確認したいと思います。

9 番（岩佐秀一君）はい、議長。何人といきますと周辺の数人以上にやっております。以上です。

11 番（岩佐孝子君）はい、議長。数人とここでは役員など一部の役員などによりとなっていますけれども、役員さんは班の意見、そして地区の地域の人たちの声を反映しながらしているものだと私は思います。そういうことからしてなぜその数人の意見が大きくクローズアップされ、そして区から大多数の方々の多分意見があって提出した請願が提出されたと思うんですが、その辺の理由が分かりません。ということで、私はこの少数意見を認めたことについても疑問を感じております。以上です。

議長（菊地康彦君）そのほか、ございませんか。

3 番（遠藤龍之君）はい、議長。賛成者の方に確認しますけれども、この類いのことは委員会の中で何回も確認しました。せっかくこういうことがあったから提案したのに傍聴に来てもらってそして説明もしていただきました。説明していただいた何のために説明していただいたとそういう疑問を解消するためにあそこの中でそのために提案した。お話しした。それに対してここに示すような疑問を確認しましたか。せっかく説明してもらっているんです。言ってもはっきりしたところで確認していません。質問していませんね。提案者にこういったことをまさに今の具体的な質問で何人区で提案されてきたのでいろいろな区の、あるいはあそこに区だけではなくあそこに訪れていた人たちの町の施設なら設置が必要だということで多分それを代表して思っって請願されたのかと思うんですが、ですから、せっかく請願者が説明に来ているんですからそこで聞くべきです。この疑問は疑問ですよ。お二方、1人の方がこれを提案してこの理由で私はまた今度。そしてこれは提案者が来なくてもそれこそ審査の中で総務民生常任の中でこういったものをこういったものもあるから反対なんだとかこの辺はどうなんだとかという議論はありましたか。そういうお話はされましたか。私は何も記憶にないんですが、そしてそこで展開しないものを表現あれなんだけれども、闊論的な不意打ち的な形でのことです。出してくるといって、そして何ら本来ならば出すのであれば本来ならば委員長も言うからだけでもあの委員会の中でこれは対応すべきだ。もしこれ委員長の命で委員長名で受理して議長に送付という形を取ったのであればこれを受理した。これまた委員長独断でこうい

うことを決めた。それが許されるのか。ここいった議会制民主主義の中でそういうもろもろの問題をはらんだ中身です。首振っているからそういうことを対応しますか。委員会の中でぜひ私たちの意見も理解してほしいということを1回でもありましたか。確認します。

9 番（岩佐秀一君）はい、議長。確かに傍聴者から意見をお聞きしました。あそこは傍聴者だから提案者ではなく傍聴者、傍聴席で意見はお聞きしました。手続取って傍聴者でしょう。傍聴ということで。提案者ですか。

議 長（菊地康彦君）途中から入っているのだから提案者ということになるそうです。

9 番（岩佐秀一君）はい、議長。それでもいいです。提案者からの意見はお聞きしました。しかし、この件に関してはいろいろな面で議論して優先順位云々ということで大変な時間をかけております。6月から予算の関係とか必要性、順序、各地区からの要望、そういう問題を精査して収拾がつかなくなるようになるから今回みたいな請願は採択すべきではないという結果になったわけでございます。

3 番（遠藤龍之君）はい、議長。今の説明で皆さん十分理解できたかどうか私疑問なんです、請願は大地の塔に本来あるべきものがないということで設置してほしいという非常に単純な素朴な要請になっているんです。いろいろあったというけど何を言っているいろいろあったのか分からないんですけれども、余裕をもって6月からあったとか。そして、これはあそこに設置してほしいという本当に素朴な当たり前な要望、設置してほしい。それに対してという要望に応えるために私たち審査していたんです。審査でなかなかいろいろ足りないだろう。何が足りないというか理解できないところもあるだろうということから実は提案者に説明を求めて、そして了解してもらって説明していただいたんです。本来ならば委員会始まる前に何で要請したのかということを経理に求めたら、要請する必要ないです。これはもう6月でいろいろあることだからそれはそれで十分理解できます。けれども、いろいろやりとりしている中でこれは十分な提案した理解が得られていないという部分がやりとりの中であったからたまたまというか提案者が来ていたから提案者にせっかくいるんだから説明求めていいのではないかと、説明求めたらということでそれも前回の中で諮ってそしてしていただきましょうということでした。そのときに本当に大チャンスだったんです。この辺の疑問がそこでちゃんとやっていたらこの辺の疑問は解けたと思います。解けなければそこでさらにいいと言って、あと我々の中でそういう問題はこうすることで柔らかくなるのではないかとかということもそれも私言った記憶あるんだけど、それでもなおこうしてしかも正式な手続を経ないで俺はそう思っています。経ないで、そして言葉悪いんですけども裏手というか動いての動きでこうすることで出している。それを本来ならば委員長が本来ならば受理するのであれば我々にも諮ってしなければならない。言うことだと思うんです。それもしないでの一方向的にこういう形で出される。こんなこと必要あるんだけど、何でこういう手続をしているのかというのから見ると不安だから私言っているんだけど、これが出してもここに採択すべきではないと明確に言っているからな。書いた人は採択しないんですね。反対するんでしょう。賛成して委員会では賛成しながら本会議では反対するという真逆な態度対応するがためにこういうのを出していると思うんだけど、そうすると俺は委員会の審査は何なんだということにもつながるんです。せっかく本当に請願者の思いを受ければ当然のことだ。大事なことですからどっち向いての対応して

いるのか分からないんですけれども。

議長（菊地康彦君）質疑は簡明をお願いします。

3 番（遠藤龍之君）はい、議長。簡明にしているっていうの。簡明というかこれは大事なことからみんなに理解してほしいということで申し訳ないけれども時間をかけて話させていただいた。なかなか理解できていないようですからそういう簡単にそういう、何でこの内容のものをあの委員会の中で述べられなかったんですか。

9 番（岩佐秀一君）はい、議長。そういう意見はある程度優先順位云々だのは言っているはずで。以上です。

11 番（岩佐孝子君）はい、議長。そういうことは言って優先順位がどうのこうのという話はしているということでの今回答がありましたけれども、だったら少数意見の留保というのものあるんですということも念を押しました。そういうことは念頭にはなかったんでしょうか。会議を進める上においては委員会、採択すべきとしても少数意見の留保もしくは附帯意見というのが認められております。そこで何で発言できなかったのか私は疑問なんです、ここに至った経緯、もう一度確認したいと思います。

9 番（岩佐秀一君）はい、議長。ご存じのように、今回の少数意見は山元町議会規則第75条第2項に規定にありますので、私はそれを理解して少数意見を提出しました。以上です。

12 番（岩佐哲也君）はい、議長。それでは総務民生常任委員会の委員長にお尋ねします。いろいろ議論がされまして、いろいろな問題が出ているようでございますけれども、この問題に関しましては町民も非常に大きな関心を持った重大関心事だろうと私は個人的にはそんなふうに思っておりました。そこで、総務民生常任委員会に付託されて昨日1日、1日といっても実質は2時間弱です。正直言いまして、これは時間が足りないし継続審査になるんだろうと私個人的には思っていました、2時間で簡単にというか私個人的な感想ですから間違っていればあれですが、簡単に慎重さを欠いた、あるいは執行部の6月以降の動き、6月が非常に金額的な問題とかいろいろな話で問題あった。6月のあの疑団を前提に作るべきだという話であれば問題だという捉え方をしていたんですが、なぜ継続審査という1つの方法があったんですが、そういう意見が出なかったのか。そしてなぜ出たけれどもやるべきだという結論に至ったのか。これが慎重さを欠いているのではないか。大変申し訳ないんですがという観点から委員長に質問します。そういう意見が継続審査、あるいは閉会中調査といいますかそれになぜならなかったのかということをお尋ねします。

6 番（渡邊千恵美君）はい、議長。閉会中の調査にいたしましては私から閉会中の調査にするべきであると最初意見を述べました。一部の委員から強く反対されまして、それは駄目になりました。以上です。

12 番（岩佐哲也君）はい、議長。どういうわけでそういうことになったのか分かりませんが、この後の討論ということもありますので、その方は討論の中でしっかりと意見を出していただければ私はそれで参考にさせていただこうかと思っています。

3 番（遠藤龍之君）はい、議長。発言された方、議運の中での話も参加はしないけれどもあのときに私は時間をかけてというか十分問題だからということ、議運で言いたいでしょう、あんだ。そのときに私は7日に1回提起してもらって、そしてあと時間をかけてそして必要であればその間の時間を取ってやるという話をしました。議運の中で皆さんも聞いているでしょう。そして委員長にも……。

議長（菊地康彦君）すみません。同委員会委員長には質疑できないので。ですから、岩佐議員であれば構いません。岩佐秀一さんであれば。（「違う違う。ごめんね。あんただって事実と違うこと公の場で言っているからそれは事実違いますという意味での質問とか何とかではなく確認です」の声あり）

質疑にならないと。今質疑やっているものですから。（「委員長に対しての質疑でしょう」の声あり）

それは同委員会からも委員長にはできないんです。（「今同時進行でやっていたのではないか。だって何だ」の声あり）産建委員ですから。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。その前にちゃんと分かっているながらそういう質問するのはこれまた何か計画的なこと、動きになっているのかと思わざるを得ない。何かおかしい。まず、いいです。少数意見はないんですか。何回も確認しましたよね。最後に。何回もしました。それこそさっき求めたけれども会議録、そこまで俺することないけど3回はしています。私横で聞いていたから、そして最終的には俺も頭悪いから記録していたんだけど、留保しなくていいんですね。確認しました。そうしたら留保しなくていいと言っているだろうと怒られました。それに対して委員長はそこで採択すべきものかと思いたいと思う。明確に皆さんにお諮りしています。それに対してよろしいですねとわざわざ委員長さん強調しました。それに対してはいということではそれは結審ということになるんですが、そのときにもし反対だったらなぜ手を挙げて反対という対応を取らないんですか。あるいはその部分は記憶にない。記憶にないからこういう意見書を出してきたんだということであればそれはそういうことを明言していただければ、けれども実際にそれは事実を確認すればそうになっているんです。なっているかなっていないか確認します。そういう流れなんです、そういう受止めをなされます。そうではないと首振っているから一応確認します。そうになっているんだけどそうではないということなんですね。明確にお答えください。

9番（岩佐秀一君）はい、議長。そういう意見は私は言っていないと思います。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。あなたが言わなくてもそういう記憶がありますかということではあなたは（「私は言っていない」の声あり）私は言っていないね。（「委員長に質問して、委員長から指示されて回答するんでしょう」の声あり）これは正しいよな。今の質問の発表した人に対しての質疑はそれは許されていると思うんだけど。

9番（岩佐秀一君）はい、議長。議事進行は委員長とやり合っていますので、私はそういう表現はしていません。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。私の質問が十分理解されないか。委員会の中で最後……。個人ではなく。（不規則発言あり）

議長（菊地康彦君）静粛にお願いします。

3番（遠藤龍之君）余計な話だ、今の。留保して…、みろ、わかんなくなったから。少数意見は留保しなくていいんですねとその委員会の中ではみんなに対して言っているんですから委員会の中でそれに対して留保しなくていいという委員からの話があって、それを受けて委員長は留保しない。意見は少数意見の留保はしなくていいんだということに対してというのが出てきて、全体としてどうするかということでお諮りをした結果、採択すべきものかと思いたいと思う。それでよろしいですね。渡邊委員長はそう宣言しました。お諮りました。それに対して誰一人反対と言う人はいないということで、その結果、総務民

生常任委員会としてはこの請願の審査、願意妥当、採択すべきものということで総務民生常任委員会の全会一致で決まった話なんです。それが同じくそれに賛同した方から出てきた今中身について経緯については確認しているところなんだけれども、その際に留保その覚えないとかないという全く事実と異なること、こういう公の場で言っているのでもそれは違いますという確認しているんですけども、これはちゃんと会議録の見るもの見れば確認できる話なんです。これ以上私と俺だけのねつ造した勝手に作ったのではないかと思われるのは非常に問題あるので、もし必要であればその部分だけでも会議録をもって確認してもいいとは思いますが、先ほども出てきたんです。ただ、そんなうるさいことは正直求めません。おかしい部分はおかしいなりにそれはみんなの前でそういうことはやってもいいんだ。山元町議会においては全会一致で決まったものを本会議で反対してもいいんだ。何の正式な手続も経ないでそういう山元町ではそういう議会運営委員会が許される場所だということであればそれも議長権限というとおかしい。最終的に議長の権限なりなんだけれども、許されるのだったらそれはよしとは言わないけれどもそういう環境の中でこれから我々は委員会の活動、あるいは議会の活動しなければならないのかということを一応今この時期では思っているところです。答え、多分帰ってこないから以上。

2 番（高橋眞理子君）はい、議長。私は今回のこの請願書では紹介者の一人としてこちらの書面にも書いてあるかと思うんですけども、私は代表ではないんですけども伊藤貞悦さん代表です。伊藤さん、先におっしゃらなくて大丈夫ですか。質疑です。何ですか。誰かに言うかということですか。どちらでもいいんです。私は産建ですからまず委員長にお聞きいたします。今回のこの経緯というものは皆さん、この場にいらっしゃる方は皆さんご存じなんですけれども、今この中継は役場の1階のテレビでもご覧になっている方もいらっしゃるでしょうし、全国でも山元町に関心のある方はご覧いただいていると思うんです。でも、非常に何か私は果たしてこの議会がどう皆さんの目に写っているかということが非常に私は心配しております。心配しております。まず1つ。そして今回の経緯なんです。

議長（菊地康彦君）一問一答で。

2 番（高橋眞理子君）今読み上げさせていただいてもよろしいですか。請願者の方の文章を読み上げても。

議長（菊地康彦君）すみません。質疑をお願いします。

2 番（高橋眞理子君）質疑です。最後質疑になりますので一応紹介として読み上げさせてください。よろしいですね。「大地の塔」は東日本大震災にて犠牲になった多くの方々637人の慰霊を目的に平成29年3月に完成し、現在まで多くの方が来場されましたとあるんです。その間、幾度となくトイレがないのですかと来場者より問合せがあり、花釜区としても数年前より町総務課に対してトイレの設置を申し入れ、協議してまいりました。昨年総務課担当者より正式に要望書を提出してくださいとの話があり、令和4年6月13日付で要望書を出して町担当部署において検討し、そして忘れもしません。令和5年6月議会で議案提出して議論されたが、残念なことに否決され現在に至っておりますとあるんです。そして下のほうに車椅子で来場者よりトイレがないのですかと多くの声があったので、今回の請願書提出となりましたので、委員会においてご検討のほどよろしくをお願いしますというこういう請願書、今私読み上げさせていただいたんです。私はこ

れは私は紹介者として名を連ねさせてくださいと申し上げたところなんです。そして総務民生委員でいろいろ昨日長時間時間かけましてもみました。それで先ほどもお話がありますように、委員会では採択すべきものと決まったと知ったわけです。ですよね。それは間違いありませんよね。委員長、お聞きします。（「そのとおりです」の声あり）そのとおりですよね。採択すべきものと決まったんですよね。ですからそうですねと確認しているの。ですよね。確認いたします。

6 番（渡邊千恵美君）はい、議長。報告書にも上げましたように、採択すべきものと言いましたのでそのとおりだと思いますけれども、何かありますでしょうか。

2 番（高橋眞理子君）はい、議長。すべきものと全員一致で決まったわけですよね。議長、委員長、もう 1 回確認しますけれども全員一致だったんですよね。

6 番（渡邊千恵美君）はい、議長。全員一致という確認では、確認ということではなかったんですけども、私が一方的に採択すべきものといいました。

2 番（高橋眞理子君）はい、議長。今の委員長の発言で委員の皆様、ほかにもいらっしゃるけれども議員、委員長 1 人の意見で採択すべきものと決めたということなんですか。そうなんですか。

6 番（渡邊千恵美君）はい、議長。賛成多数ということで私が決めさせていただきました。

2 番（高橋眞理子君）はい、議長。ですから、全員一致と捉えていいのですか。捉えてそんなふうに採択すべきものと言ったのではないということのことを今おっしゃったんです。ということですね。それも問題かと私は思うのですが、まずそれは問題です。委員長、それは大変問題だと思いますからそれと、そして今日になってこの本議会の中で少数意見の留保ということが出てきたということで今皆さんいろいろな意見されたんですけども、そしてこのお二人の名前なんです。お二人が少数意見ということだったんです。それで今度副委員長です。副委員長にお聞きします。その少数意見の留保に対してお二人の名前が出てきたことによって本来であればすんなり通るはずだったことが今こうしてごちゃごちゃの時間を使っているということなんですから、私齋藤俊夫議員にお聞きします。駄目、あとお二人です。副委員長、なぜです。私素朴に思います。昨日委員長 1 人が採択すべきものとして結論出したということを確認したんですが、そしてこの本議会になって何で突然少数意見の留保などが出てきたんですか。委員長、副委員長。

9 番（岩佐秀一君）はい、議長。本日はごさいません。昨日委員会終わってから少数意見あるという制度がありますから、私が留保して委員長として議長に提出お願いしたわけです。それだけです。今日ではごさいません。

2 番（高橋眞理子君）はい、議長。昨日であれ今日であれこんなふうに少数意見があるということを出したということですよね。それが私非常にここからも問題だと思うんですけども、先ほども議長も議長権限とおっしゃっています。議長の権限でいらっしゃるでしょう。議長権限だから議長はそうおっしゃって、それは間違いはないのでしょうかと思いつつすごい権限をお持ちなんだと改めてまた勉強したわけなんですけれども、まず前回の 6 月議会のときもそうでした。修正案に賛成反対の討論もありました、あのとき。ありましたよね。副委員長、ありましたね。その中で 4 対 4 で 4 人ずつの賛成反対意見が出ているわけです。その中で結局はあのときは修正案に賛成反対、修正案に賛成のほうに可決されたということなんです、あのときにも私非常に情けない思いがしたんです。なぜかと言いますと、先ほどの請願者の方のこういった中身をご理解されれば要するに

トイレを作るななどということを思いますか。それはいいんです。それはいいんですけれども、反対されている方がいらっしゃるわけですから、そしてまた今度採決となったときにはもう見え見えです。

議長（菊地康彦君）何の質問ですか。

2 番（高橋真理子君）それでお聞きいたします。質問しているんですけれども、副委員長、よく考えていろいろとおっしゃっているんですかということをお聞きしたいんです。

9 番（岩佐秀一君）はい、議長。今議員から6月の補正予算の件も話ありました。よく考えろということでもありますので、CMでは今よく考えようという報道が大変ありますけれども、私もよく考えました。その中であの経緯を言っています。災害によってあそこで仕事している人のためにトイレは必要だということでトイレを修理いたしました。しかし、ある一定の期間過ぎたらトイレを撤去しました。その後、数年たって「大地の塔」できるときに何でそのときそういう流れを、質問をしなかったのか。ということは、6月の補正予算のときも優先順位があるでしょうということをいろいろなありました。そんな中でトイレが近くにない、いろいろな意見もありました。だから、私はトイレマップを作ってチラシ配ればいいと思います。2キロメートル範囲に幾らトイレありますか。継続できる町民の大変大切な財源である税金を有効に使わなければ、一般質問でも結構あるでしょう。安全な箇所ない、歩道、横断歩道、電気が暗い、いろいろな意見が出ております。その辺もよく議論してやるべきだと思います。先ほども言ったとおり、各地区から大きな要望云々があります。その優先順位もいろいろな議論してやるべきだから、今回の請願は採択すべきではないという意見なんです。以上でございます。

議長（菊地康彦君）3件終わりましたので。（「いいですよ、議長権限ですから」の声あり）そんな言い方、ないのではないですか。これはルールです。議長だけが権限持っているのではないです。産建という皆さんの留意事項ではないですか。ちょっとおかしいですね。

手を挙げて言ってください。（不規則発言あり）

3 番（遠藤龍之君）はい、議長。今提案者に対しての質疑ということで確認するんですが、なぜ今までのそういった意見を委員会の中でなぜ質問していただけなかったのか。本当に疑問です。そういうことを審査の中でそういう意見も含めてどうするかということでの審査なんですから、その際に意見として上げましたか。そしてそれでその疑問が一方的なだけではなくそれに対して我々もこうだあだということでの繰返しの議論というのはなされましたか。もしやったらすれば一方的にこの意見ということであることなんだろうと思うけれども、それは審査のあれになっていない。そういうことも含めてもし意見を出していたというのであればそういうことも含めて最終的に今問題になっているのでしょうか。この願意だと採択すべきものですか。どう諮りますかというときに採択すべきものというふうに委員長が発しまして、それに対して委員長は採択すべきものだと思います。皆さんよろしいですかとお諮りしたとしました。それに対して「はい」ということでします。誰もそこでいや反対、私こういうことで反対しますからということはありませんでした。そういうんだったら、そこで反対していただかないと何のための審査かというのがにならないんです。先ほど時間云々と言うけれども、時間をかけようということではまりの中身をするという提起したのにかかわらず委員長は1日です。これはこれまでも話し合っていることだから、その際に提案者の説明とかのあれも要らないのかと確認したとそれも要りませんと委員長がその中で十分検討できる。

総時間で十分これまでも時間を尽くされて尽して議論されてきたことだから何も今回でいいということで1日で結審したということなんです。場外の方が何か閉会中の云々かんぬんという話をしていますけれども、委員会の中でそれは確認してそこで決めとなった。強い意見、強い意見というのだったらそういうことでもし委員長としてそれこそ権限あるんですからそうではないということで対応できたのにもかかわらずそういう対応しなくて今さら強い意見があつてというということでこの話をごちゃごちゃに終わらせるんだからということも今の話から伝わってくる。俺は十分だ。そのために提案者の説明も聞いているんだから、みんなに諮ってそれなりのちゃんと審査はした内容となっている。その結果、願意だと採択すべきもの何回も確認だけれども全員一致、全会一致で通ったものだということは改めて確認していくとどこがこの質疑のあれになってしまったかというのはそういう議論しているんだから今さら反対という全くその意図が分からないということを一方的に伝えて終わります。

議長（菊地康彦君）ここで暫時休憩いたします。再開は14時25分、2時25分になります。暫時休憩。

午後2時11分 休 憩

午後2時25分 再 開

議長（菊地康彦君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（菊地康彦君）質疑が長く続いておりますが、そのほか、まだありますか。

8番（品堀栄洋君）はい、議長。私も一言。私の記憶によりますと、委員会で傍聴者を前に意見もつけないということで委員長が採択すべきものと決まったと認識しております。それで、そのときに前回のトイレの設置の件で出し方が悪いとかそういうことも反対理由で出たということでお話しもしました。それで、少数意見ということで通常であればそのときに意思表示をして委員会の中で意思表示をして少数であったため廃棄されたということで少数意見の留保ということが通常であれば行われるんですが、これでそのときに副委員長、意思表示をなぜしなかったのかということを確認したいと思って意思表示というのは心で思っていることを他人に分かるように明らかにすることですので、そのときになぜ私たちに分かるように意思表示をせず委員会が終わった後で少数意見の留保ということで出してきたのか確認したいと思います。

9番（岩佐秀一君）はい、議長。委員会の中で話し合った中で多数決云々の中で3対2で云々という話もありました。そんな中で、いろいろな意見の中で私としては先ほども言ったとおりこの制度上の中で、何回も同じことになるんですけれども、こういう制度がありますということでありますのでそれを活用させていただいた。ただ、それだけです。

8番（品堀栄洋君）はい、議長。調べてもらおうと分かるんですが、少数意見の留保というのは委員会の中で意思表示をして破棄されたものが少数意見の留保ということが行われるはずなんです。そこで意思表示をしていないんです。なおかつ、私は採択すべきものということで全員の一致でこう決まったと認識しておりますので、そこら辺の確認をもう一度したいのですが、なぜ制度と言いますが意思表示もせずにこの制度が使えるということが認められるのか、そう認識していたのか、確認したいと思います。

9 番（岩佐秀一君）はい、議長。何回も言うとおりの、この請願に関する優先順位とかいろいろなものを議論しています。その中で反対という意見になると思います。優先順位で。それで何回も言っているとおりの、同じことの繰返しだと思うんですけども、75条2項の規定がある限り私はそれを優先して提案しただけであります。

議長（菊地康彦君）意見として皆さん質疑出ております。遠藤議員の言われる、品堀議員が言われる少数意見の留保については委員会の中で出してスムーズに持っていくのも、これが一番だとは思いますが。ただ、委員会後に出すことも許されてはいるんです。なので、この件に関しては今後議会運営委員会なりで統一した意見をまとめて、それがまだ当議会としては統一していないものですから、そこをしっかりと今後統一したやり方、そういったものを模索していければと思うんですがいかがでしょうか。

3 番（遠藤龍之君）はい、議長。若干やり取りが前進してきたのかと思うんですが、この75条をどう理解するか。この理解でいいんです、私は何度も言っているけれどもこれは委員会の中での話ですからここで示せるのは委員は委員会において委員会、今回の場合は総務民生常任委員会において少数で廃棄された意見、そこで述べなくちゃいけない、私はこの件について反対で私は採択すべきものではないという立場を明確にして、けれどもそれだけではただ反対しているんだろうと言われるのが嫌だから俺も反対した意見を本会議で述べさせてくれ。総務委員会としては全会一致で賛成しているわけだから本当はおかしいんだけど、ただ、少数意見とはそういう少数の意見も保障しましょう、大事にしましょうという議員の保障された権限の1つなので大いにこれは強硬に使っているんです。その際には使うためには委員会の中で対応しない。委員会の中でそういうやり取りがあればその疑問がもしかすると解けるかもしれないし、あるいは議論しているんだけどますますこんな問題は許されないということになるのか議論した結果そういう中で、態度決定していただければいい。決定する際には委員会においてですから委員会において廃棄されたものだったら許可しますというか許しますというのが75条のあれですから、これをそのまま素直に読めばそうなるので曲げて読むとどうなるか分からないんだけどということだから、あえて今現時点でも答えははっきりしていると私思います。ということと、それを多分この辺のさっきの一応そこまで込めてからこれ以上どうなるのかというのはあれけれども、そう理解するのが山元町の歴史ですから。山元町で決めている議会の中で決めたものなんです。だから、これをそのまま真つすぐに読み解けばそうなると思うんですけども、それも理解が違って多分違うから言っているんだろうけれどもということを確認してそういうことです。そういう理解です。そういう理解の下でやるのだったら今回のやり方というのは駄目ですということも明確に言いたい。あとは数でどうなるか分からない。併せて確認したいのは、先ほど委員長が賛成多数という表現使ったけれども、賛成多数ではなく何回も確認しますけれどもお諮りします。諮ったそれは採択すべきものということによろしいですということに対して誰もそれに異論は唱えるということで決定したものなんです。ですから、ちゃんと諮った上で委員長が決裁したということで、これは結果としては総務民生常任委員会としては賛成多数ということではなく全会一致の結果だということを改めて確認して終わります。

議長（菊地康彦君）それでは討論に入りたいと思うんですが。

7 番（伊藤貞悦君）はい、議長。紹介議員の一人として総務民生常任委員会の委員長さんにお伺いします。採択すべきもの、それで採択をして町長に送付すると非常に紹介議員として

はありがたいことですが、今議論をしております採択すべきものに至った少数意見を自分で委員長として気づいていたのか。全員一致なのか少数意見があったのか、そのことについて委員長はどのようにお考えなのかをお聞かせいただきたいと思います。

6 番（渡邊千恵美君）はい、議長。先日委員会の中で討論といいますか意見を述べ合う中で、これは平行線だということをずっと、意見が一致していないということで相違がありまして、その中で私は少数意見の留保ももしかしたら出るのではないかということはおっしゃっていました。以上です。

7 番（伊藤貞悦君）はい、議長。それで、少数意見の留保が出る可能性があるとお感じになっていたのであれば、最終的にこの結論を出すときにそれは確認したのかどうかについて伺います。

6 番（渡邊千恵美君）はい、議長。その場では確認しておりませんでした。

7 番（伊藤貞悦君）はい、議長。その場で確認しないで採択すべきものと決したのは、委員長の権限でそのように決したのか。どのようなお考えで採択すべきものと決めたのか、その判断材料について教えてください。

6 番（渡邊千恵美君）はい、議長。先ほど岩佐秀一議員もおっしゃったように、いつまでも 3 対 2 のままずっといっておいりましたので、賛成多数ということで採択すべきものとさせていただきます。以上です。

7 番（伊藤貞悦君）はい、議長。3 対 2 ということは、最終的に諮って 3 対 2 ということを確認をして賛成 3 反対 2 で採択すべきものと結論を出したと判断してよろしいかどうか、再度伺います。

6 番（渡邊千恵美君）はい、議長。最終的には意思表示はしていなかったと確認しております。

7 番（伊藤貞悦君）はい、議長。その意思の表示をしないということは総務民生常任委員会の委員の方々が意思を表示しなかったということであれば、なぜ 3 対 2 ということで採決というか採択すべきものとして決めたのか。私紹介議員として別の委員会で言われる機会があるのかと思って 1 時間ほど待っていたわけですが、もう 1 度聞きますが、採択はすべきものに結論を出した最終的な判断は数なのか、委員長の判断なのか、そのことについてはいかがでしょうか。

6 番（渡邊千恵美君）はい、議長。いつまでも結論が出なかったもので、委員長の判断として結果を出しました。

3 番（遠藤龍之君）はい、議長。立場で今のあいまいなんだ。最終的に委員会として総意として結論出したんですから全会一致でということだけは何回も確認します。何か委員長、そうではないですか。委員長は何回も言っているけれども、先ほどお諮りします。採択すべきものになりたいと思う。これは議長のでいいんだ。その際に賛成幾ら、反対幾らというお諮りはしません。全体に対して諮ったところ、よろしいですねといったときにはいいということでこれは全体の意思、そこで全体の意思としてそう決まったというのが経緯です。だから、どこから見ると全会一致と何回も言うけれども総務民生常任委員会での決定は採択すべきものというのが総意であるということは何回も確認します。以上です。

議長（菊地康彦君）よろしいですか。これで質疑を終わります。

議長（菊地康彦君）これから請願第 1 号慰霊碑「大地の塔」敷地内のトイレ設置に関する請願に対する討論を行います。

討論は山元町議会先例 87 番 4 によって、初めに委員会報告に対する賛成者、次に少数意見賛成者の順に行います。

まず初めに、委員会報告に賛成者の発言を許します。—— 討論はありませんか。

3 番（遠藤龍之君）はい、議長。私はただいま提案されております慰霊碑「大地の塔」敷地内へのトイレ設置に関する請願対し述べられております大地の塔の見学者、参拝者及び整備された町道 31 号頭無西牛橋線緑道散策者等来場された方々への対策としてトイレ設置の設置を施設の設置を請願いたしますという要望に対して私は賛成の立場から討論参加いたします。

この件につきましては今のこの間の質疑応答の中で十分に議会ご理解されていたかと思いますが、請願者の思いはただというところとあそこに設置してほしい。慰霊碑「大地の塔」に当然あるべき公共施設としてあるべき施設であるトイレを設置してほしいという切なる願い、当然の願いであると受け止めております。この間、いろいろ質疑応答の中で出てきた反対する理由、いろいろお聞きしましたがその請願者の思いをに伝える内容になっているか。あるところにもそもそもあそこにはトイレがあったんです。こういう意見もあります。あったものを壊して何で作ってどうかというもろの意見なんだけれども、まずは請願者の思いとあそこに必要なものとして設置してほしいという強い願いからの請願であります。ということに対してそういった今言ったようなのが反対の理由になるかと私はならないと思います。それから 5 月 6 月以来のいろいろなお話も伺っております。そこでの反対の多くはあの当時補正の対応の対象となるか。何で急に出したんだ。あるいは単価が高い、工事費が高いということが多くの反対者の意見でした。しかしながら、その一つ一つは町長の答弁の中にもありました。補正の対応というのはもともと 12 月、令和 4 年度です。前年度の 12 月、今の時期に同予算編成の中でトイレ設置の事業は措置するということで考えていたんですが、いざ 3 月議会で提案しようとする時期になったらその当時試算していた額が今も続いています、物価高騰資材高騰という中で相当な値段に跳ね上がってきたということで、これではちょっといろいろ出てくるのではないかとということでしばらく様子を見ましょうということで 6 月議会に提案の措置になった。これはこれで理由はそれは補正の何が何でも補正というもともと補正の対象ではなく考えていたものがそういう事情によってその結果として 6 月に補正ということに私が大きな反対の理由でした。しかし、その理由については今回提案、今回の要請に答えるということでは今の時期にですから早めてこの時期に結論を出すということで我々も動いたんですが、今後は当初予算ということが考えられるわけですが、そうしますとまず 1 つの壁は超えた。反対する理由は 1 つ消えたということになるかと思っています。それから多くの値段についてもその後併せて言うと説明不足というのも理由の 1 つとして挙げられておりました。しかし、この説明不足というのもこの間もそれは先ほどの方々も出ていますが、十分なとかそれなりの審査、あるいは検討というのはお互いにされているのではないかと。町としてもそういった要請されてもそれに答えられるような検討もなされているのではないかとということになれば、当然審査提案する前に十分な説明は予想できる。あるいはそれより求めればいいだけの話です。まずは請願を認めて、そして問題にあることはその後 3 月までそれぞれの問題を解消していくという取組をすれば何でこの反対、これに反対するそのほかに反対というのがあればまずそれはそれで受けながら対応していければとは思いますが、繰り返しになりますが、今回の

この請願の要望というのはなければならぬ施設にトイレとしてトイレを設置してほしいという切なる要望、当たり前の当然の要望であります。こうした請願者の願いを真すぐに受け止めて、そして請願を認めるという態度を示さなければならぬのではないかとことから、私はこの請願に対して賛成をするものです。以上です。

議長（菊地康彦君）次に、少数意見に賛成の発言を許します。—— 討論はありませんか。

5 番（大和晴美君）はい、議長。5 番大和晴美です。

私は先ほど出されました請願に対する少数意見に対しての賛成の立場で討論いたします。

大地の塔のトイレ設置に関しては、6 月議会で根本的な議論はかなりしてきたと思っております。今回は区長さんのお名前で提出された請願であります、区の総意、つまり花釜地区の皆さんが一番望んでいることであるのかという点で多少疑問が残ります。各区には様々な要望事項があり、この請願を採択した場合、今後の各区からの要望の仕方に影響を持つのではないかと考え、私はこの請願を採択すべきではないと考えます。以上です。

議長（菊地康彦君）ほかに委員長報告に賛成の討論はありませんか。

11 番（岩佐孝子君）はい、議長。私は委員長報告のとおり、採択すべきという観点から討論いたします。付託された案件であり、委員会で慎重審議した結果、全員一致で採決すべきものとして可決されたと私は受け止めております。その際に少数意見の留保の権利を今回出しておりますけれども、権利を行使すべきではなかったのかということが非常に大きいです。そしてまた、地域の方々、あの「大地の塔」整備してから環境整備のために植栽であったり花壇の清掃、そして花植えとかもしてくださっております。本来であれば震災復興の最後の事業として取り組むべきだったと私は思っています。そういうことからしても1日でも早い、そして6月の議会でも申し上げましたとおりです。緊急性がないとは言えません。2キロメートル以内に何件がある。何件のトイレがある。お話が出ました。車で来る人だけではありません。そして区民の総意であるかという話も出ました。区長さんは各行政区では区長さんを中心にしながらいろいろな取組をしております。5人の意見が要らない。そうではないのではないですか。1人でも必要だという人がいるのであればそこに手を差し伸べるのは私は行政の役割だと思います。弱いところへ手を差し伸べ、そして地域の方々とともにその施設を大事に使っていく。そんな心構えがあったからこそこの請願が私は提出されたと思っております。議会、そして議員であるならば公私混同することなく地域の福祉向上のため、そして地域の人たちがいきいきとして生活していくためにも絶対必要だと思いますので、この請願は認めるべきと思っております。以上です。

議長（菊地康彦君）ほかに少数意見に賛成の討論はありませんか。

3 番（遠藤龍之君）はい、議長。進め方おかしいのであくまでも俺もこれ見ているんだ。75条でちょっとごめん。俺は今議題になっているのは請願を通すか採択委員長の報告に対して賛成かどうかということを諮っているんです。それ、少数意見というのはそれに附帯したものであって諮り方としては今の進め方だと意見に対してどうかこうかというこの進め方やっているようだけれども、それは普通とあくまでも少数意見というのはそれにくっついたものだから、採択すべきものということに対してけれども採択すべきものだけれどもこういう意見つけますということだから、これを個別の案件にするので委員長

の少数意見の留保がついた採択すべきものに対して賛成か反対かという進め方だという理解です。今の進め方だと少数意見のことにも反対賛成とかいろいろ出てくるとそれに反対とか何とかというか一体の今のだと2つの案件をここで1回に処理しようという対応しているのではないかと受け止めているんだけど、どうなんでしょうか。複雑になって何に対して反対、何に対して賛成というかみんな理解の上進められているのかどうかはつきり言うておかしいです。この進め方、申し訳ないですけども。うん。何をもっていいのかというの、このままあなたの権限で局長の権限でいいとなるのか。

議長（菊地康彦君）事務局長から説明いたします。

事務局長（桔梗俊幸君）はい、議長。今の遠藤議員のお尋ねですが、こちらの議会の先例、先ほど議長も申し上げましたが、討論の順番というのがございます。討論です。表決ではないです。先例の87の(4)、先例の10ページになります。討論の順番を明記しています。委員会報告が可決で少数意見がある場合、まずは原案賛成者、少数意見賛成者の順に討論を進めている最中です。その後、今遠藤議員のおっしゃった採決に入りますが、採決は可か否かで採決をただしていただきます。以上でございます。

議長（菊地康彦君）よろしいですか。

1番（竹内和彦君）はい、議長。1番竹内和彦です。今回の本請願について、少数意見に賛成の立場から討論いたします。

この事案は今年の6月議会においてトイレ建設工事の一般会計補正予算が審議されました。様々な疑問点が指摘されたわけでありまして。そして、議論した結果、否決された事案であります。それが、その後どう善処されたのか見えてきておりません。また、今回花釜区長より提出されたこの請願は区民の総意によるものなのか、それとも一部の限られた人たちの意見なのか、さらにはどの程度の話し合いがなされたのか見えてこない。我が町はずっと人口減少が続いております。これからもこの人口減少は続くことが予測されているわけでありまして。そういった中で、限られた財源の中で各行政区から常に様々な要望が出されているわけでありまして。その中で何を優先してやるべきか。これからますます厳しくなる財政の中で多額の町債を発行してまでこのトイレの建設、そして使用頻度から見てもなぜこのトイレが必要なかが問われると思います。以上のことから今回提出された請願については少数意見に賛成するものでございます。以上です。

議長（菊地康彦君）ほかに委員長報告に賛成者の討論はありませんか。

7番（伊藤貞悦君）はい、議長。7番伊藤貞悦です。総務民生常任委員会から報告のありました今回の件について、採択すべきもの、町長へ送付するということに賛成の立場から討論をしたいと思います。

私紹介議員として花釜区長からトイレ設置の請願について署名捺印してくれということで内容の説明を受けました。確かに我々議員の中から意見が出ています花釜区全員の総意なのかということにおいては確認はしておりませんが、事を進めるときに100パーセントということはあるのだろうか。そのようなことを考えたときに、我が議会においても13名の議員でどのような状況なのか。そういうときは最終的には民主主義の考え方は多数決ということが大きな要因になってくるのではないかと思います。ですので、これは総務民生常任委員会でも可決すべきもので町長に送付をして、あとは町が判断しどのようにその計画を出してくるのか。その出てきたことについて我々が議員が判断をして今後進めていくのが一番妥当な考え方やり方ではないのかと考えております。

6月の議会において、私はこのことについてはトイレの設置は当然であるという立場で賛成をしております。町の考え方で慰霊碑を作っておいて前に壊したとか、その壊したことについてはいろいろな理由があってそういう経過を経てきておりますので、現在がどうなのか、これから将来に向けてどうなのかということをしっかり考えそれを実現していくことが町では当然のことだろう。特にこういう場所、公の施設については一番は何かというとトイレ、それから避難のための雨や雷を防ぐため、または避難するための通路でもひさしでもそういうもの、それからあとは水という大原則中の一番のところはトイレではないかという観点から私はトイレは町の施設には絶対あるべきものだという観点から今回の花釜区から出された大地の塔のトイレ設置については紹介議員として署名捺印をいたしましたので、今回報告されております総務民生委員会から報告されております慰霊碑「大地の塔」敷地内へのトイレ設置に関する請願書については私は採択すべきものということで考えております。

議長（菊地康彦君）ほかに少数意見に賛成者の討論はありませんか。

12番（岩佐哲也君）はい、議長。12番岩佐哲也です。本日1時10分からこの問題を審議して、改めて皆さんの多様な意見を伺ったわけですが、改めてまだまだ代用の議論も含めて、あるいは議員同士の議論、あるいは執行部との議論も含めてまだまだ不十分だという感じを改めてしたわけでございます。今回、花釜区長から出されましただいま議題になっております大地の塔へのトイレの設置要望に関する請願については、現状のままでは以下の事情から賛成するわけにはいきません。すなわち、少数意見に賛成の立場で討論を行います。

大地の塔へのトイレ設置の案件は、先ほど来出ておりますが6月定例会で執行部より十分な説明もなく突然上程された、当時、ものでした。その後、上程の議案内容を精査するにつれ、利用頻度の予測やトイレの規模、そして2,700万円という1件の家が建つぐらいの金額、トイレとしては高額ではないか。そして資金面、先ほども出ていますが自前だけではできなくて2,020万円の町債発行、借金をして作ろうとそういう案でありました。その財源の問題もありながら、その後、執行部からははじめその後の対策はどうかとも改めてそういう話もない中、今ここでということは前の案を前提としての前に進めるということであれば大きな問題がまだまだ残されているという考え方。そして、再三話が出ていますが、町長選の公約時に上げたもろもろの問題課題が後回しになってこれがなぜ最優先なのか、必ずしもトイレどうのこうの反対とかいうつもりはありませんが、最優先課題からしたら今これを前に進めるという議決をしていいのかどうかと非常にこれはいろいろな意味で私は問題があるというので、これを最優先することには疑問があるということで委員長報告には賛成できなくて、修正動議を出した、修正といいますか岩佐秀一議員の意見に賛成するものであります。

加えて、先ほど来これも出ておりますが、請願書を出された翌日の新聞にはこの記事が載りました。花釜区から請願が出たと。そうしたら次の日、新聞を見たという花釜区民からすぐに連絡がありまして、花釜区内でも何も聞いていない、一体どうなっているんだと。そして、あそこに作ればトイレの掃除やら維持管理費やら様々な問題が区にかかってくるんだけれども自分たちで負担しなければならないと考えられるんだけれども、そういったことの説明とか何かも十分ではない、一部説明はされたんだろうと思うんですが区長が出してこられたわけですから、ただ、そういう意見も間違いなく我々にも届

きました。翌日、即です。新聞記事を見たということでびっくりしてその方は連絡寄こしたんだろうと思います。そういったもろもろのことも含めると、今ここで十分な審査をしないで結論を出すということに私も、先ほど来申し上げていますが問題があると。そしてさらにはある人物から今年の3月11日の慰霊祭のときに何で俺が作れと言ったのを予算に入れなかったんだとどなられた、町長がみんなの前で。議員もおりました。そんなことがあった状態を町民が全部知っていて、それだから作るのか。そうであれば俺らでも大声を出して町に要望しようかという話まで出ているという非常に残念な状況も裏にはあるということで、我々も地区に帰ったりあるいは花釜以外のところ、花釜でもそうでしょうけれども、こんな話をしますとこういった話が出てきてそういったことで議会としては本当にそのまま前に進めていいのかという意見もいろいろ伺っています。そういったもろもろのことを総合的にあらゆる角度から勘案して、この案件はもう少し時間かけてもじっくりと町にとっていい方向で検討すべきではないか。そういう意味で花釜区長には大変ご要望に応えられなくて大変申し訳ないと思いますが、今回は私はこの請願には賛成できない。少数意見を出された意見に賛成ということで討論とさせていただきます。

議長（菊地康彦君）ほかに委員会報告に賛成の討論はありませんか。

4番（丸子直樹君）はい、議長。失礼します。4番の丸子直樹です。今回はこの議案に当たって紹介議員を務めさせていただきました。自分は生まれも花釜なんですけれども、地元のことということでこの話を伺っているいろいろ調べさせていただいて、ぜひ紹介議員になれてとても光栄だと思いました。皆様、反対派の方々の意見を聞くと5人前後反対の意見が聞こえてくるということでしたが、自分の周りで一応確認だけさせていただいたんですけれども、自分が聞いた中では30人ほど聞いて30人全員があったほうがいいという意見を伺いました。それだけではなく、花釜区の区長さんのほうが自分よりは長くずっといらっしゃってとても皆さんに慕われている立場であると思います。そちらの方がぜひ作ってほしいという要望上げるには一定数の要望があり、それが花釜区民の総意だと考えております。ぜひ花釜でいろいろイベントがある際、少しトイレがないというのが不便に感じる方が一定数いらっしゃいます。2キロメートル圏内にトイレがあるという意見もありますが、例えばこの役場で何かあったときに駅に行ってトイレをしてください、そう言われたらそれはおかしいのかと思います。できる限り「大地の塔」、あそこを目的地になり得る場所です。そこには町の設備としてトイレが必要です。皆さん、あそこは目的地であります。慰霊碑なんです。そこにはトイレも必要です。よって、自分はトイレ設置の賛成の立場からこの意見を述べさせていただきたいと思いました。以上です。

議長（菊地康彦君）ほかに少数意見に賛成者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論ありませんね。これで少数意見に賛成者の討論を終わります。

ほかに委員長報告に賛成者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論ありませんね。これで委員長報告に賛成者の討論を終わります。

議長（菊地康彦君）これから請願第1号慰霊碑「大地の塔」敷地内へのトイレ設置に関する請願

書を採決します。

この採決は起立によって行います。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものです。本請願は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（菊地康彦君）お座りください。

起立同数であります。したがって、採決の結果、委員長の報告のとおり採決することに賛成の方と少数意見に賛成の方が同数でありますので地方自治法第 116 条第 1 項の規定により私が本請願書の採択に対し裁決をします。

私の採決権の行使に当たっては現状維持の原則から積極的には意思表示しないとの考えから、本請願書の採択に対する委員長の報告については私は否決と裁決します。よって、請願第 1 号は不採択と決定されました。

議 長（菊地康彦君）日程第 26．閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から山元町議会会議規則第 74 条の規定によりお手元に配付のとおり継続調査の申出が提出されております。

お諮りします。議会運営委員会及び各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）異議なしと認めます。議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

議 長（菊地康彦君）日程第 27．議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）異議なしと認めます。ただいまお諮りしましたとおり、議員派遣の件は可決されました。

議 長（菊地康彦君）お諮りします。ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときはその取扱を議長に一任願いたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）異議なしと認めます。変更を要するときの取扱は議長一任とすることに決定しました。

議 長（菊地康彦君）これで本日の議事日程は全部終了しました。

議 長（菊地康彦君）会議を閉じます。

令和 5 年第 4 回山元町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後 3 時 16 分 閉 会
